

平成20年9月16日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局	局長	末次隆裕
次	長	黒川和広
議事係	長	川久保和幸
議事係	員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	長	大	庭	健	三
企	画	長	角			眞
く	らし	長	國	井	雅	裕
こ	ども	長	藤	崎	勝	行
ま	ちづ	長	松	尾		定
山	内	長	永	尾	忠	則
北	方	長	浦	郷	政	紹
会	計	者	森		基	治
教	育	長	古	賀	雅	章
水	道	長	宮	下	正	博
市	民	長	樋	高	克	彦
市	民	長	伊	藤	元	康
総	務	長	山	田	義	利
財	政	長	久	原	義	博
企	画	長	橋	口	正	紀
農	林	長	古	川	正	明
競	輪	長	林		和	幸

議 事 日 程

第 2 号

9月16日（火）9時開議

日程第1 市政事務に対する一般質問

平成20年9月武雄市議会定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	23 江 原 一 雄	1. 市民病院問題について 2. 農政について 3. 学校教育施設について
2	25 牟 田 勝 浩	1. 市民の安心・安全について 2. 人口減対策について 3. 財政・税について 4. 教育について
3	20 松 尾 初 秋	1. 学校教育について 2. 庁舎内の服装について 3. 競輪事業について 4. 新幹線の諸問題について 5. 合併について 6. 市民病院について
4	27 高 木 佐一郎	1. いのちを守る・支える 1) 高齢者医療と福祉の現状について 2) 市財政の実力と市の責任について 2. 市経済の再生について 1) 企業誘致について 2) 地域の新しい産業の創出について 3. 小中一貫校について
5	8 上 野 淑 子	1. 地域の安心、安全対策への対応 1) 高齢者へのオレオレ詐欺等への市の防止策について 2) 高齢者、子ども等、交通弱者への安全対策について 3) 防犯灯について 4) 火災報知機の推進の徹底を

順番	議員名	質問要旨
5	8 上野淑子	2. 子育てについての考えを問う 1) 公立幼稚園の是正を願う ① エリアの拡大 ② 授業料の見直し ③ 子育て支援の環境をどう捉えていくか

---

開 議 9 時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

一般質問は19名の議員から57項目について通告がなされております。

日程から見まして、本日は8番上野議員の質問まで終わりたいと思います。質問の方法、時間は議会運営委員長の報告のとおりでございます。議事進行につきましては、特に御協力をお願いいたしたいと思います。また、執行部の答弁につきましても簡潔でかつ的確な答弁をお願いいたします。

それでは、まず最初に23番江原議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

おはようございます。1番目の質問者として緊張するわけですが、議長の登壇の許可をいただきましたので、3項目について質問したいと思います。

第1点に市民病院問題について、第2点に農政について、第3点について学校教育施設について質問をさせていただきます。

まず第1点ですが、市民病院問題についてであります。

私は今回の一般質問の通告を3点申し上げましたが、第1点の市民病院問題について、この答弁者につきまして3名の答弁者を要求いたしました。1人は当然樋渡市長、もう一人は8月1日付で市民病院の医療統括監に辞令を交付されております蒲池真澄氏、で、3人目に市民病院の責任者であります樋高病院長に答弁を求めました。ところが、蒲池医療統括監については、答弁席には求めない、出席をさせないという返答であります。このことについて後ほど質問したいと思います。樋高病院長が御出席していただいておりますので、樋高病院長に最初に診療業務のこともございますので、先に答弁を求めたいと思います。

実は、9月9日には事務局から私、ファクスをいただきまして、診療業務のため欠席届が市長から来ておりましたが、時間を割いて樋高病院長は今回出席をしていただいておりますので、診療業務のことも考えまして、質問をさせていただきたいと思っております。

今、武雄市民病院問題は、まさに武雄市政だけでなく、南部医療圏、杵藤広域圏の各自治体にとっても、そしてまた、県内の医療行政に携わる皆さん、また、まして県政の問題としても大きくクローズアップされているところでもありますし、ひいては全国にこの武雄市民病院問題がクローズアップされているわけでございます。

そういう中で、何が問題なのかということで絞ってみたいと思います。さきの7月19日、佐賀県医師会、そして、お隣長崎県の医師会の先生の皆さんたちが一般市民にも呼びかけたセミナーがございました。公立病院に関するセミナーでございます。

ここに基調講演をいただいた長隆先生、この方は公立病院改革懇談会の座長を務めていらっしゃるわけですが、一昨日の佐賀新聞にそのときのセミナーの様子が掲載をされておりますので、市民の皆さんもごらんになられたかと存じます。この長先生が申されていることを紹介したいと思います。

最後の結論のところではありますが、「武雄市民病院のようにいきなり民間移譲する場合は、公開の場で進めることが重要になる。公開で進めたことで地域医療機関との連携も問題なくうまく進んだ例もある。早急にことを進めると、公平さや透明さに疑問が生じる。経営形態の変更は一点の曇りがない形で進めるべきだ」、こういうお話を基調講演でしていただいております。

私は、この市民病院問題につきまして、3月定例会、6月の定例会で一般質問をさせていただきました。また、5月30日、7月16日の臨時議会の中でも市民病院の問題につきましては、今までより充実をして、公立市民病院として武雄市民病院を存続し、地域医療の中核センターとして、2次医療を賄い発展させていく、その立場で質問をしてみました。

しかし、残念ながら、市長のもとであつという間に議会の多数の数の力で今、民間移譲ということで、福岡和白病院、医療法人池友会に基本協定書として締結をされ、医者の派遣が進んでいるところであります。

私は今の現状に照らして、もう一度さかのぼりまして、樋高院長に2点お尋ねをしたいと思います。

まず1点は、さきの6月議会で答弁をしていただきました平野議員の質問に対して、6月定例会で、昨年11月13日、蒲池氏から電話があったことを認められました。その中の答弁で、樋高院長は「うちのところと医療に関して関係ができたから、今後、詳しいことは私は今からしゃべられんけど、よろしくと。そういうことです。余り詳しいことは聞いていません」、こういう重要な答弁をしていただきました。

私はこの答弁を改めて読んでみますと、「うちのところと医療に関して関係ができたから」、これはどういう意味を示すのでしょうか。「うちのところと医療に関して関係ができたから、今後、詳しいことは私は今からしゃべられんけれど、よろしくと」、この答弁について改めてお聞きをしたいと思います。詳しく御説明をいただければと思います。よろし

くお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

お答えいたします。

今、江原議員さんが言われた内容のとおりでございます。ほかに医療に関するということ以外に私は全く何も聞いていません。もちろん、蒲池真澄先生とは、私、福岡県立修猷館高校ですけれども、高校の7級先輩でありますし、九州大学第一外科の医局員の時代はすれ違いで存じないんですけれども、先輩でありますし、蒲池先生が下関で最初に開業されたとき、私自身は国立下関病院の外科医師として勤務しておりました関係で、昔のことをよく知っておる関係でそういうあいさつをされたということ以外に、ほとんど内容としては深いことはありません。

私としては、蒲池先生のほうからそういうことを話していただいて、非常にびっくりいたしました。同時に現場の責任者として話していただいて、それは率直なことで、ある部分先輩として懐かしい思いもした次第でございます。それ以外に何も深いことはありません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

なかなか言いにくいことかもしれませんが、言いにくいというよりも、私は率直に樋高院長が6月の定例会で御答弁をされたのではないかと思うところであります。

私はこの「うちのところと医療に関して関係ができたから」、これを要約しますと、私流に解釈しますと「うちのところ」というのは、いわゆる医療法人池友会ですよね。イコール福岡和白病院と、「医療に関して関係ができたから」、これは紛れもなく樋高院長が仕事をされている武雄市民病院と関係ができたからということに解釈できるのではないのでしょうか。

ですから、これはまだ昨年11月13日です。私は武雄市民病院が福岡和白病院という病院の名前さえ知りませんし、この11月13日の後、9日後ですが、11月22日の日に武雄市民病院に出向きまして、総務常任委員会を開催させていただきました。その場で今後の武雄市民病院の今の現状と今後のことについても御報告をいただき、勉強会をさせていただきました。私はそのとき初めて樋高院長に名刺をお渡しして、直接個人としてもお話をさせていただきました。

この11月の出来事と、昨年、平成19年度といいますのは、6月定例議会の中で樋高院長が、私ども総務常任委員会の所管でございますので、市民病院が、初めてごあいさつをされまして、平成19年度、市民の期待にこたえるために、単年度黒字を目指して、職員一丸となって

頑張る決意をお話ししていただきました。それが6月、9月、11月のそうした平成19年度、紛れもなく武雄市民病院が本当に黒字化を目指して病院長を先頭に頑張っていた、そのやさきもやさきであります。ですから、私が、また市民も全くそういう市民の表舞台ではなく電話でそういう形で、先ほど指摘しましたこういう電話がかかってきている、よもや何にも知らないわけです。この11月13日以降、まさに現場の職場が一変したのではないのでしょうか。

先ほど申し上げましたように、3月定例議会、6月定例議会、そして5月、7月の臨時議会の中で、さまざまな形で指摘を私もしましたし、また、同僚の議員の皆さん方もさまざまな視点で質問をさせていただきました。樋高院長に、「うちのところと医療に関して関係ができたから」と今申し上げました。

11月22日、こういう話はされませんでした。あの11月22日、総務常任委員会を開催した日に、こういうお話はあったわけですね。そのときにどういうお気持ちで11月22日の総務常任委員会に御参加できたのか、思い出すことができれば御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

#### ○樋高市民病院長〔登壇〕

お答えいたします。

22日のことは、私、昨年11月13日の時点から、余りに激動の状況が多くて、余り詳しく覚えていません。私の信念の中では、私が2000年の2月1日に市民病院の院長を引き受けさせていただいたときから、一貫して市民の医療が継続して発展するよにということをお願いしておりますし、地域の医療機関、先生方、皆さんと一体となって、市民病院が一つの中核となり、武雄市の医療機関が全体として一つの医療の仕組みを構成していくよにということと、職員の皆さんが前向きに楽しく、そして市民の皆さんに優しくという医療を目指してきたという、この1点だけでありますし、それがずっと続けてきた理由でありますし、けさも私、市議会議場に来る途中、NHKでありましたよに、銚子市民病院が突然閉鎖したというニュースが流れておりました。ああいうふうにならないよにすることは非常に必要だという、このことも痛感しております。

そのとき私は、13日の話を全くしなかったといえ、多分話していないと思いますが、その時点で話すよにことの必要性を感じなかった部分であります。いたずらにいろんなことを私が言うよにことよって混乱させるのを差し控えたいと思ひ、当時は言わなかったと思ひますが、市民の医療が守られるよにことと、職員と一緒にずっと働いていきたいよにこの2点、それと地域の先生方と連携して、輪を持ってやっていきたいよに、このことは一貫して変わりありません。そういうことよお答えにかえさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

なかなか最初の質問で言われたように、「うちのところと医療に関して関係ができたから」という蒲池氏の言動に対して、それ以上のことは申されません。そういう意味では、今後、このことについて明らかにしたいと思います。

樋高院長にお伺いいたします。

8月1日付で市民病院事業の設置等に関する条例施行規則が改正をされました。ここの第5条に「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する。」、そして、この第2項に「病院長は、上司の命を受け、院務を統理するとともに、所属職員を指揮監督し、医療法による管理者となり、診療業務を掌理する。」、こういう規則が、いわゆる病院長は市長から上司の命令、いわゆる医療統括監の命を受け、院務を統理する。そして管理者となり診療業務を掌理する。仕事そのものは全く変わりません。しかし、命令を受けるその上司は、市長から医療統括監に変わっております。

ここのことの変わりについて、いつ知らされておられるのか。そして、これが現在どのように機能しているのか、以前と違うのか、そこを明確に御答弁いただきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

お答えします。

その医療統括監のこととか、その条例に関しては、8月1日の時点で私は詳しく知らせていただきました。現在の業務としては、前と全く一緒でございます。医療統括監が来られまして、いろいろ我々の市民病院に関して、救急医療に関して、統括監の持っておられるいろんな知識、そういうアドバイスをいただいているんな業務を円滑に進めるための役に立たせていただいておりますという状況で、業務自体は非常に救急医療が繁忙になりました関係で、前にも増して忙しくなったという状況以外には全く変わりません。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

7月28日に、池友会と基本協定を締結されました。そして、多分8月1日付で辞令が交付をされていると思いますが、今、樋高院長は、8月1日にこの規則の改正を知らされたとおっしゃいました。約1週間あるんですけど、どうしてこんなに差があるんですか。

○議長（杉原豊喜君）



伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

江原議員さんがおっしゃられたとおり、7月28日に辞令交付があらわれて、病院にあいさつに来られました。院長には、私のほうから統括監の立場について御説明をしたのは、先ほど院長がおっしゃられたとおり、8月1日に院長について説明を行ったということでもあります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、この規則ですよ、仕事をする上で条例や規則に基づいて職員の皆さん、日夜公僕として仕事を推進していただいております。第5条の第2項に、これだけ規則が変更された重要な資料です。私どもも、これだけの重要な資料がある方から聞きました。ある議員の方が資料を取り寄せたと。私も資料を総務課長にお願いをしました。何でこういう重要な資料を届けないんですかと聞いたら、「要求されないから出しません」と言われました。もうびっくりしました。

市長は本当にPRかれこれ一生懸命のようですが、本当にそういう現場の、あるいは市政全体にかかわる問題を、条例じゃないからいいかもしれませんが、規則だから、自分たちで変更して事務を推進していくと。でも、これだけ違う新しい部署、医療統括監と救急救命部長と2つのポストをつくり、そして病院長を指揮監督するという、まさに市民病院の変更どころじゃありません。全く大変貌ですよ。こういう問題を知らされていない。議員が知りたければ、取り寄せなければなりませんよというようなことを、私、体験をいたしました。申し上げる次第であります。

ですから、今の伊藤事務長の答弁のように、これだけ重要なことを病院長に8月1日に知らせる。現場の責任者、この第2項を読めば、「病院長は、上司の命を受け——いわゆる医療統括監の命を受け——院務を統理するとともに、所属職員を指揮監督し、医療法による管理者となり、診療業務を掌理する。」ですよ。ただ、蒲池医療統括監からアドバイスを受けるだけじゃなく、これまでどおり市民病院のすべての職務を掌握していく、運営していく、その責任は病院長にあるわけです。もし医療訴訟等の問題が起こったり、あるいは病院で事の問題が波及したときには、必ず病院長はこれに対応しなければならないという規則じゃないんでしょうか。病院長、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

議員のおっしゃられるとおりです。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

では、2点申し上げますが、いわゆるカラー刷りで医療改革、医療改革第2弾、数日前に医療改革第3弾が出ました。これまだ市民の皆さんも目にされていないかと思えます。このチラシと、それと夜間の救急入り口の改修をされました。こういう議論に病院長は参加されているのでしょうか、病院長お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

議論には参加しております。そして、そういういろんな重要な決定に関しては、私のサインと、稟議書が上がってきまして、私がチェックいたしまして、その後、統括監のほうに稟議が上がって、そして、その後、市長のほうに上がっていくという、そういう形式でございますので、私は参加しております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

では、先ほど申しました第5条の第2項に医療法による管理者として、仕事を遂行されていると思います。ところが、この医療改革の第1弾、第2弾、これは医療法に抵触しているではありませんか。（資料を示す）市長は、このチラシを先頭になって配ってありますよね。ブログにもちゃんと掲載をされているようです。このチラシを8月10日の新聞折り込みで配布されました。私ども、新聞で見てびっくりしました。そしてまた、お盆前にこの第2弾が出ました。もう御存じのとおり、数点、医療法に抵触するという箇所があるわけです。紛れもなく、第2弾ではウオークイン、予約なしで夜間問わず診療いたします。救急なしでどうぞ。これは下手をすればコンビニ診療と言われて、いわゆる本来24時間体制年中無休というのは、これは最大間違いですよ。医療法の第6条の5項に、こういう記載が正しくないと言われているわけでありまして。本来、病院の診療時間は月曜日から金曜日、朝の8時半から午後5時15分までが診療時間でありまして。

私は、この記載がまさにコンビニ診療、紛らわしい誤解を与える。書くとするならば、どうということになるかという、この第3弾が出ました。保健所から指摘されている項目はすべて削除されております。ここに医療法第6条の5項に抵触したということを、この第3弾は明らかにしているわけです。伊藤事務長、いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第1弾、第2弾のチラシにつきましては、8月19日の日に杵藤保健福祉事務所のほうから連絡をいただき、私のほうが出ていきました。

医療法第6条第5に関して、医療広告ガイドラインに照らして、チラシの内容については、おっしゃるとおり指導を受けました。指導内容については、今、江原議員がおっしゃるように24時間体制年中無休（114ページで訂正）というところがまずもって届け出と違う。私どもが届けているのは、診療時間としては、午前9時から16時（114ページで訂正）であります。それと救急救命センターを届けていないということでありました。この件につきましては、保健所のほうで私どもの思いも御説明を差し上げました。4月からの救急休止に基づき、一刻も早く市民の皆さん方に救急再開をお知らせしたかったという面で、私どものとらえ方としては、広報の一環なんだということについて御説明を差し上げ、ある一定の理解はいただいたというふうに思っております。第3弾につきましては、そういう延長線上で事前にビラについてはお知らせをいただきたいということでありましたので、保健所と協議をして、そのような形で出させていただいたところであります。

また、あわせて、医療法の第6条の6、これは診療科名でありますけれども、これがことしの4月より改正になっております関係で、この届け出の変更をしていただきたいということが保健所のほうからありました。

この届け出の変更では、診療科名について、内科、外科をきちっと表示していただきたいということでありましたので、呼吸器科については呼吸器内科、消化器科については消化器内科、循環器科については循環器内科、肛門科については肛門外科ということで届けをして、なおかつ、新設としまして救急科を届け出しました。その内容が第3弾のチラシに入っているものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

今、伊藤事務長から答弁のように、もう一度お尋ねします。紛れもなく診療時間をやっばり誇大に広告してはならないということなんです。そして、医療法は、その目的は、ドクターは営利目的をしてはならないというのが大原則です。ですから、通常、新聞折り込みでパチンコ店さんや、あるいはスーパーさんが、私たちも一緒ですが、その思いで折り込みをされております。それはいわゆる一般論としてあるわけですが、これは不特定多数の皆さんに配布してはならないということなんです。ですから、開業医の皆さんや1次、2次、3次医療の医療機関が第6条の5項、広告についてのガイドラインを乗り越えて配布しては

ならないというこの医療法です。こういう医療行為について、医療法に抵触したということに対して、そのサインを押したと言われる病院長、樋高院長、見解を、答弁を、認識を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

〔23番「病院長が判こ押したから聞いとるとよ」〕

〔市長「ちょっと待って。僕が答える。議長」〕

〔23番「市長じゃない」〕

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

決裁の最高権者は私でございますので、決裁の最高責任者として答弁をさせていただきます。

私としては、医療法に抵触しているということは考えておりません。そのうち、私ども、これは県の医療統括監とも話を、私の窓口は県の医療統括監でございますので、医療統括監とこの件について事後協議をいたしました結果、この件の新聞折り込みについて、不特定多数云々という指摘を受けておりません。

ただ、先ほど申しあげましたように、今後は保健所に事前に届け出てほしいというお話がありましたので、先ほど江原議員がおっしゃったとおり、第3弾については、保健所に事前に協議をした次第でございます。

以上でございます。

〔23番「病院長、お願いします」〕

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

病院に関しては、私、ちょっと非常によくないんですけど、ビラの発行のときの内容に関しては、サインしていないんですよ、私は。ほんとに。あそこの前の救急外来の改修に関しては、私、サインしております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は今の病院長の答弁で、ほんとに今現場が、私はほんとにさま変わりと同時に、異常だと。市長は、医療法の第6条第5項に抵触していないと。抵触しておるから第3弾で修正したんでしょう。（資料を示す）このチラシの裏側に各当直員のずうっと日付がして、写真があります。ここに、伊藤事務長おっしゃらなかったが、この各ドクターの横に括弧書きで外

科医長とか外科副部長とか、いろいろ肩書が書いてあります。でも、この肩書は、現在いらっしやる福岡和白病院の肩書なんですよ。なのに、このチラシは我が武雄市民病院のチラシですよ。こんな混同をされて、市民を惑わす。これは正しくないということで行政指導を受けたわけでしょう。たまたまこの医療法について罰則規定がないんですよ。そういうことで、行政指導ということで伊藤事務長答弁されましたように手直しをされた。現実、事実でございます。

では、このポスターの印刷所はどこですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

伊藤市民病院事務長

**○伊藤市民病院事務長〔登壇〕**

ポスターの印刷所をお答えする前に、ちょっと江原議員さんと私どもの受けとめ方が若干違うというのは、私どもは指導をするから出てこいと言われたわけではございません。内容について説明を聞きたいということで出かけました。それで、確かに御指摘の部分の指導を含めて、結果として私どもの広報の一環ということも酌んでいただいて、今後は誤解を招く行為については、保健所のほうにも問い合わせがあったら困りますので、前もってお知らせを願いたいということと言われたわけでございますので、そのところについてはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

それとあわせてですけれども、印刷所につきましては、福岡市の業者でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

チラシにサインしていない病院長、夜間救急入り口のこの改修に当たりまして、サインをされたと言われました。その違いを聞きたいと同時に、伊藤事務長には、この夜間救急入り口の改修業者はどこですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

伊藤市民病院事務長

**○伊藤市民病院事務長〔登壇〕**

まずもって、決裁区分の話でございますけれども、これにつきましては、私の決裁で進めたものでございます。決裁区分のところでは、まずもって金額的な決裁並びに開設者であります市長に決裁を受けるもの、また、病院長に決裁を受けるものというのを院内で整理しています関係で、起案者である担当者から私の決裁ということで、私の決裁で行ったものでございます。

それと、救急の入り口等を含めた改修工事については、北九州の業者をお願いいたしました。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

印刷代の金額は幾らですか。夜間救急入り口の改修費用は幾らですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

印刷代につきましては、第1弾、第2弾とも2万5,000枚を印刷しました関係で28万円を支払っております。それと、あわせてですけれども、救急外来等々の修繕工事につきましては、405万円の消費税ということで、425万2,500円支払っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

総務部長にお尋ねしますが、こういう契約については、市民病院ですけれども、どういうふうにされているんですか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

病院はあくまでも公営企業法にのっとり経営をされておりますので、一定、病院のほうに権限をゆだねております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

では、これはすべて伊藤事務長の判断で相手方も決めて費用を使ったということですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

決裁区分についていろいろお聞きでございますので、ここで少し、ちょっと長くなりますけど、決裁区分の部分でお答えをしておきます。

病院長の専決事項としましては、診療実施計画及び処理方針に関すること、職員の出張命令及びその復命に関すること、医師及び診療支援部分の職員の休暇、当直及び特殊勤務に関すること、医師等の勤務を要しない時間の指定に関すること、患者の診断及び入院証明に関すること、入退院の許可に関すること、院内の秩序及び取り締まりに関することが院長の専

決事項ございます。したがいまして、それ以外の部分で、あと金額によりけりでございますけれども、修繕費については、私の専決範囲ということでそのようにとり行わせていただきました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

時間がないので、もう1点、病院長にお尋ねをしておきたいと思います。

これは専門的なことでありますが、治験という言葉、いわゆる治める、実験の験でございます。この治験について、ちょっと御説明をいただきたいと思います。説明いただいて、この治験について市民病院としてのかかわりはあるのかなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

治験というのは、主に製薬メーカーが現場の医療担当者、または組織に対して薬とかいろんな薬品、または機械の効能とか効果を確認していただくということを患者さんと医師の契約のもとに行うことでありますが、それに対して政府が決められた詳しい規則にのっとってやりますし、そして、それに伴って一定の報酬も生じます。

うちは、現時点では治験は行われておりませんが、過去には何回かあったと思いますが、詳しくは現在そらでは覚えておりません。現在はありません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

この治験というのは、第4段階があるそうです。第1相試験、第2相試験、第3相試験、第4相試験、いわゆる市販後調査ということもあるようです。この第4相試験、こういうのを病院長としてどこかにかかわるそういうのがあったら後で資料として出していただきたいと思いますが、この第4相試験、こういう市販後調査というのがあります。これは治験という言葉は、そういう意味では私も初めて聞くわけですが、勉強する中で出てきました。本当にこれは、先ほど病院長言われましたように、患者と医師との契約であります。これに対しての報酬がありますので、医療に携わる内部のものとして非常に一般市民にはわかりません。それはぶつかってみないとわかりませんが、過去にあったと言われましたが、もしそういう実態があったとするならば、文書で報告をお願いしたいと思います。求めておきたいと思います。

病院長については、以上。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長は退席されて結構でございます。

〔樋高市民病院長退場〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほど申しました印刷代と夜間救急入り口の改修について、なぜ福岡の業者なんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、救急の入り口について少し御説明を差し上げますけれども、入り口、入り口で余り強調されますので、内容的なものについて少し御説明を差し上げます。

まずもって、1階の受付口をオープンカウンターにしました。それとあわせて、廊下が暗かったもんですから、その照明を補充したと。それと、救急処置室について床が凹凸、要はでこぼこに少しなっていましたので、この不陸整正、それと、医師が今まで2階で待機をしていましたけれども、即座に対応するために1階に移す必要がありましたので、看護師の休憩所について、そこを医師の控室に切りかえるための内装工事を若干行ったという部分であります。

これについて、何で福岡県内の業者だったかということでもありますけれども、ちょうど改修が必要だろうということでしたときに、8月のちょうどお盆にかかったということもあって、お盆に対応している業者についてどこかないかということで探した結果、そういう形になったということでもあります。

それと、あわせましてチラシについても、私どものチラシの部分についてどういう形がいいのかということについていろいろ検討をいたしましたけれども、私ら事務方だけではなかなか思いつかない部分もありましたので、いろいろお伺いをした結果、福岡県内の業者がその辺については知識があるということでありましたので、それに対応をさせていただきました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

図らずも、伊藤事務長、本音を漏らされましたが、発注業者についてお伺いをしましたと今言われました。どなたにお伺いをしたんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長



○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

池友会から来た一般事務の職員に、そういう経験を有するところはないかということいろいろ尋ねた結果でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私はこの一件、発注について、武雄の市民病院のイメージを持って診療に当たられていますし、また、私たち市民もけがや病気で、今、外来や、あるいは入院されているかと思えます。まして、6月にこの移譲先の選考委員会であります信友委員長の答申にも、第1項目に武雄市民病院のイメージを維持せろということを言われております。だけど、足元でチラシにしろ印刷にしろ、夜間入り口の工事現場にしろ、もうまさに和白病院の直結する業者さんが仕事をされているではありませんか。私はこの実態は、もう武雄市民病院ではなく、まさに新武雄和白市民病院みたいな動向になっているのではなかろうかと思う次第です。

そこで、市長にお尋ねしますが、市長は2月1日の広報で、市民の皆様には夜間時間外の救急医療を適正に御利用いただくとともに、一般診療についてはなるべく通常の診療時間内の受診への御協力をお願いしますと明確にメッセージを述べられております。しかし、私が今指摘しましたように、この医療改革、第1弾、第2弾で24時間体制年中無休、まさに医療法第6条5項に抵触するような形で誇大なPRがされております。紛れもなく、病院の通常の診療時間というのは、先ほど言いましたように月曜日から金曜日、8時半から5時15分だと。ただ、救急告知病院として当然24時間体制で待機をし、その救急に対応する救急告知病院としての機能を持ち合わせている、そういう認識が必要なんです。一方で、このコンビニ診療、いわゆる時間内の診療、御協力をお願いします、市長述べておられますが、こういうことがどういう結果になっているか。

わずか1カ月の間で入院等の医療費につきまして試算をさせていただいております。入院につきまして、約3,000円もはね上がっているんです。この実態を見れば、紛れもなくコンビニ診療と指摘されている実態が起こっているのではないのでしょうか。この現実診療単価について、入院がこれまで2万8,557円が3万1,815円、外来が9,108円が1万161円にはね上がっているんです。私は、当然救急として対応するという側面も十分あります。それは今まで武雄市民病院として機能を発揮してきたわけです。

しかし、皆さん、8月にこの診療体制が変わってから、数字でこういう形ではね上がっております。

これはこれまで武雄市民病院は、入院については大体1人2万8,000円、ところが、福岡の和白病院は、1人当たり5万4,000円の入院単価なんです。ここに福岡の和白病院の果たす役割が顕著ではないのでしょうか。1点、市長にこの違う認識を答弁求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、コンビニ診療の定義でありますけれども、基本的に私はこれについては病院側が市民の皆さんたちにこれはやめてほしいと、すなわち供給者側から医療を必要な方々にそれをやられると十分な医療ができないということで、それは制限をかけているものだというふうに認識をしております。その上で今回、池友会に入ってもらって、24時間365日、これは私は、供給者側、病院側がこれで受け入れますと。受け入れることが可能であるということでもありますので、これは市民の皆さんたちにとって、むしろ喜ばしい状況じゃないかと、かように考えております。

その上で、私は、きょう朝方、蒲池医療統括監から電話があつて、たたき起こされました。それはなぜかという、報告があるということで、きのう、実は樋高院長、きょうおられましたけれども、池友会の医師と樋高院長が2人で執刀して、私は詳しくありませんけど、十二指腸穿孔の手術をしたということでもあります。23時でございます。これは今までできなかったわけですね。

で、私は蒲池医療統括監に聞きました。これは難しい手術ですか。ええ、難しい手術だよ。場合によっては、命に直結する問題だと。これが23時に、ちょっと聞き違いがあつたかもしれませぬ。21時か23時か、すみませぬ、これは聞き違いがあつたかもしれませぬけれども、こういう深夜にできたということについては、樋高院長に感謝をしたいというお言葉を賜った次第であります。そういう意味で、私はむしろ、いい方向に、これはかなりいい方向になっているんじゃないかと。市民の皆さんたちも喜んでいただく方向になっているんじゃないかというふうに考えております。その上で、先ほど入院費が3,000円はね上がっているという話がありましたけれども、これについては、今まで単純に申し上げますと、市民病院が3次医療がやれなかった、できなかった、物理的に。そのために、入院単価が安い。あるいはレセプト、医療費が安いことをやっていた。だから今回は、今、入院患者の中では、脳内出血の方もいらっしゃいます。心臓で心筋梗塞の一步手前の方もいらっしゃいます。こういう脳とか心臓の医療というのは、必然的に高くなる。これは議員御案内のとおりであります。そういう意味で、今までそしたらそういった方々がどこで入院をされたか。これは佐賀の好生館であるとか、嬉野であるとか、実際、その患者さんは入院費を払っていたわけですね。診療費を払っていたわけですね。これが今回、近くの市民の、本当の身近の武雄市民病院できちんとした医療を受けられるという意味で、単価がそういう意味で上がっていると。これも私は（「よかこと」と呼ぶ者あり）市民にとって近くで医療を受けたいという方々にとっては望ましいことではないかというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

今、市長はるる答弁されました。ここが大問題なんです。和白病院、池友会、医療法人池友会が、自己完結型の病院なんですね。を、目指されております。これまでの武雄市民病院は、いわゆる2次医療として1次医療の開業医の先生の皆さん、そこで地域連携で診療をお願いしたり、逆紹介で診療を戻したり、そういう中で、今の市長の答弁に対して、それはそれで一つのやり方としてあるんです。でも、このそういう形の医療の進め方が、大きなひずみを来すということを申し上げておきたいと思います。

時間がありませんので、（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください、静かに。

○23番（江原一雄君）（続）

私は、武雄市民病院移譲先選考委員会のことについて数点お尋ねします。

第3回の選考委員会の中で、追加資料として過去10年間の医療訴訟の実態に関する資料を求める、これがあります。このことについて説明を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

委員長の判断で医療訴訟について提出せよということでございました。今、資料を持ち合わせておりませんので、後で提出いたします。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ここに過去10年間の医療訴訟の実態に関する資料、ここで期限が過去10年間とありますが、この意味するのは何でしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

選考委員長の指示でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

選考委員長の指示でこういう過去10年間の医療訴訟の実態についての資料を提出されて、2つの法人から出されていると思います。では、なぜ過去10年間なのか、ここが問題だと私は思いました。それはなぜかと申しますと、(資料を示す)ここに福岡での各紙の新聞の報道がされております。この中に蒲池医療統括監は8月1日着任されて、7月28日、基本協定を締結された後、7月29日以降、職員に向かって、いわゆる朝礼かれこれされているようがあります。そういう意味では、武雄市の職員として、それぞれ思いで聞いておられると思います。と同時に、そういう中で発言され、話をされることは、まさに公的な問題だと私は認識します。そういう中で医療統括監が法律すれすれに事をやってきた、こういう言動をされているようでもあります。私は、その意味するところが、まさにここに「医療法人財団池友会沿革概略」というのが私どもに配られました。この中に、平成2年の5月に開設した福岡の糟屋郡にありました新粕屋病院213床の病院、これは欠落しているんですよね。平成2年の5月に開設して、平成5年の5月か夏場だったと思いますが、平成5年に病院が閉鎖されております。なぜ載っていないのか。

一つは、投薬ミスによる逆転認定ということで、蒲池真澄医師の診察を受けた患者さんが、あるいはその病院の下川ドクター、2人に対して医療ミスの認定訴訟を起こし、3,960万円の賠償命令が下されております。これは20年間にわたって裁判が続き、10年前、9月21日、判決で示されております。これは過去10年間ですが、当然、過去10年間の中にあつた課題として、選考委員会で審議されたんでしょうか。

○議長(杉原豊喜君)

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

個々の事例については議論されておられません。

○議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

○23番(江原一雄君)〔登壇〕

もう1つ大変なことは、「看護料不正受給、にせ医者診療、保険医取り消し、新粕屋病院」、いろんな行為が平成2年、3年、4年にわたって行われております。それに関して、医療法人池友会、当時蒲池真澄理事長であります。新粕屋病院の行政処分について協議した福岡県社会保険医療協議会では、17日、保険医療機関の取り消しだけでは抜本的解決にはならないとして、同病院を経営する医療法人池友会蒲池真澄理事長の刷新を求める声が相次いだ。そして、先ほど言いましたように法律すれすれという意味ではありますが、一方で協議会では、行政権限の最後の手段として、現在の経営陣が刷新されない限り、保険医指定の再申請があっても、受け付けるべきではないと、法の枠内で間接的に理事長らの退陣を求める声も出された。池友会の経営陣が現体制の維持に固執すれば、最悪の場合、新粕屋病院がこの

まま閉院となる可能性もあり、今後の動向が注目されるとして記事が掲載されております。そうした世論に押されて、ここに新池友会、医療法人池友会が経営しております新粕屋病院が閉院しているんです。その開院と閉院がここに載っていないんです。私は、紛れもなく蒲池真澄、現在武雄の市民病院の医療統括監が平成5年、15年前ですけれども、紛れもなく医療界からある意味では、法のぎりぎりのところで法律にひっかからなかったというだけでありまして、こういう行為に対して、厳しい処分が求められておったわけです。ですから、それを受けて池友会として、ここに平成6年、理事長交代であります。平成6年10月池友会理事長に鶴崎直邦就任、現在理事長鶴崎直邦は現在に至る、こういう資料を提示されております。紛れもなく蒲池真澄氏は池友会法人を運営する中で、経営陣として退陣をさせられているではありませんか。その本人が、現在、我が武雄市民病院で采配を振るいながら、こういう契約の医療チラシとか、改修工事とか、紛れもなく池友会の方針どおり進められている、あるいは医療に関しても、先ほど市長は紹介されましたけれども、私はこの市民の思いを、私は疑念を抱く次第であります。

そういう意味で、一番最初に申し上げました公立病院懇談会の座長であります長隆先生が、「この経営形態の変更は一点の曇りがない形で進めるべきだ」とおっしゃっていることが、この間の市長が経営形態をしゃにむに進めている、そうした一点の曇りもない中で、大変大問題が私はあるのではないかと指摘をするわけでありまして。

私はこの池友会医療統括監、武雄市民病院では、医療統括監というポストであります。でも、現場では、私も何度か職場に、病院に訪問して実態等お伺いしながら、伊藤事務長からも資料要求とお話を聞かせていただいております。そういう中で、医療統括監というポストではなく、会長という呼称で呼ばれているではありませんか。私はそういう行為が、紛れもなく武雄市民病院の運営として、武雄市民病院のイメージを維持するという選考委員会のこの答申に私は逸脱していると思います。そういう点で、この基本協定、あるいは移譲協定するべきではありませんし、基本協定書の破棄を求めざるを得ません。このままいきますと、さまざまな問題が出てくるのではないかと危惧する一人であります。現に起こっているかもしれないし、私はこの行為は現実にありますように、こういう地元印刷社や、あるいは建設業者さんもおられます。なのに、こういう問題を不問に付するわけにはいかない。伊藤事務長、いかがですか。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

私から答弁申し上げます。

まず、その法律すれすれといった文言については、私もこれは聞いたことがあります。朝礼に出たときに、確かに蒲池統括監は法律すれすれということはおっしゃっています。これ

は事実であります。その上でおっしゃったのは、前後の文脈がありまして、私は人の命を助けたい。患者のために私は法律すれすれのことでも、それはやっぱり人の命を優先したいといったことを必ず述べられております。少なくとも私が同席したときはおっしゃっております。人の命、患者様がまず優先であるということをおっしゃっております。その上で、私はそういう意味で聞いておりますので、その違法行為であるとか、そういうこと、不正授受であるとか、そういったことは全く念頭に置かれていないというふうに認識をしております。その上で、先ほど新聞記事、西日本新聞でしょうか、すみません、私はそれは見たことはありませんけれども、たしか不起訴になっていたんじゃないでしょうか。最後の新聞のところには、大体事実関係が書いてあると思いますけれども、不起訴になっていると、これはある意味、日本の公権力、あるいはそちらの司法の世界ではそれは不問に付すということでありますので、そういう意味では、もう私はそれはある意味、刑事的にいった場合には、それはもう不問に付すということであるというふうに認識をしております。その上で、こういったやからが云々かんぬんというのは、それは非常に私は失礼な話だというふうに思っております。

現に実績を見ていただきたいと思います。患者様の70%以上の方が市民病院は大変よくなったと。28%の方が以前と変わらない。98%の方が以前と同じか以前よりいいという話もうこの1カ月間で出ております。それと議員も何回も行かれて、私も行っております。その上で、明らかに病院内の雰囲気が変わっているということは、認識をさせていただいているというふうに思っております。私にはあいさつもしてくれなかった看護師さんが、このごろはにこっとあいさつもしていただきます。患者様のために私もやりたいと、こういうことを看護師がもう言っております。少なからず言っております。だから、そういう意味で、議員にお願いしたいのは、もう少し見守ってほしいということでございます。今しっかり、いろんな、足らざる部分は確かにあります。しかし、我々一丸となって、職員、そしてコ・メディカル、メディカル一丸となって頑張っておりますので、ぜひそういった温かい目で推移を見ていただきたいと、かように考えておりますので、私は基本協定の破棄であるとか、そういったことについては、全く念頭に置いておりません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

今の市長の決意は、一昨年、平成18年4月16日当選されて、例えば、翌日からでも武雄市民病院に行かなかったんですか。この2年半、何回行かれましたか。いわゆる現場でもそうですが、当選されて平成18年、19年度、何回、いわゆる市民病院を、本当に今の思いで経営を、よりいい方向に、当然現場では平成19年度、職員の皆さん、樋高院長を先頭に黒字に持

っていききたいと努力されていた。ところが市長は、昨年、ここ12月10日の一般質問で、救急医療は、この武雄地区にはしていない、そういう文言で答弁をされました。それで12月26日に11名の勤務医の先生が辞表を出されたんではありませんか。まさに市長が逆なでしたわけですよね。これは見解の相違とこれまで議論してきました。でも、市民の医療を語るならば、なぜその池友会に、基本協定をする前の間、市民病院に行って、朝、昼、晩行ってそれができなかったんですか。今、池友会に7月28日以降、朝、昼、晩行かれているという話も聞きますよ。当然私も行きました。ほんな先週の9月12日の金曜日——もとい、これは日付がちよっと違いましたね。その同じ週ですけれども、ちょうどお昼、市長もおられました。ちよっと遠くでしたから、声はかけませんでしたけれども、いらっしゃいました。いわゆる本当に朝、昼、晩いらっしゃっているのかなと思いました。その違いは何ですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず私が着任してから、これは議会でする述べておりますけれども、市民病院がやはり立ち行かなくなるのではないかといったことについては、私は5月、当時の企画部長からレクチャーを受けたところであります。こんなに大変なのかと。それと、そこから始まる新臨床制度の影響であるとか、さまざまなことを私はレクチャーを受けたところであります。これはまず長期的なことを抜本的に考えなければいけない、そういう思いで、私は結果的に選考委員会を開いていただいて、今回の池友会への民間移譲ということになったわけでありまして。長期的な観点から、私は市長としては判断をしたところであります。

その上で短期的、確におっしゃるとおり、市民病院については、私はある意味もっと行けばよかったかなというふうに率直に言って思います。これの意思の疎通がもう少しきちんとしていけばよかったかなといったことについては、それは率直に認めたいと思います。

その上で、私は何回行ったではなくて、どれだけ一体感になるのかといったことについては、私は池友会に民間移譲してから、そこで決意をした次第であります。そういった意味で、私は今まで確かにそんなに行っていなかったというのは委員のおっしゃるとおりでありますけれども、それを糧として、今一体となるべくいろんな方々とお話をして、そして、患者さんからも直接意見を聞くべく、そして、今が非常に不安定な状況であります。そういった意味で、私は自分にできることの最大限の範囲を市民病院の、命を守るという意味では市政の今最重要事項だと思っておりますので、議員が、やはり市長は現場に行きなさいと言ったことも、私は前の質問で承ったと。それを私は糧として今行っているところであります。とにかく現場をきちんと、その場で判断できるところは判断をするというのが私の今の姿勢でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

もう今の答弁、支離滅裂ですよ。平成20年度武雄市民病院特別会計がこういう状態で市長の一言でがたがたになって、5億か6億の赤字が出ると。これはことし、平成19年度ですから、平成19年3月の定例議会の総務常任委員会で樋高院長が出席をしていただいて、早く経営形態を変えないと6億の赤字が出る、こういうあいさつをされました。ですから、私はまさに市長が招いたこの赤字を、今まで一般会計から1円も入れていないこの市民病院の経営状況を、市長の一言で、市長の姿勢で大破綻を来そうとしているんですよ。この責任は市長一人本当にしょっていただきたい。責任をとらざるを得ないと思いますよ。

では、先ほど言いましたように、市長が市民病院の管理者として、開設者として、本当に市民病院を盛り立てて進めていかなければならない市長が、一方で必死になって福岡和白病院という、いわゆる医療法人池友会に瞬く間に移譲を進めていかれました。この動きと今の答弁とは紛れもなく一致するのではないですか。これまでも過去2年間、本当に市民病院を市民病院として育てようという心のこもった市民の医療をしようと思っていなかったんじゃないですか。今になって、この赤字をいかに埋めるか、それにきゅうきゅうとしている市長の姿が今の答弁ではありませんか。私はこれだけ医療法人池友会のこの蒲池真澄氏のこれまでのドクターとしての姿勢を市民の皆さんの前に明らかにしました。直ちに基本協定書の破棄を求める次第であります。そして、本当に地元の開業医の先生、そして、南部医療圏の16万人の人口のもとで、救急医療施設は1,263あるんですよ、ベッドは。昨年の12月、ここに大きなパネルを持って市長は武雄地区には救急医療施設がない。本当にびっくりするような答弁、説明をされました。あれはあのグラフは南部医療圏、杵藤広域圏の中では1,263ベッドあるんです。お隣、伊万里地区は西部医療圏、唐津を中心にした唐松、東松浦北部医療圏、市長御存じのように、佐賀市、多久を中心に中部医療圏、鳥栖、三養基を中心にした東部医療圏、県内5つの医療圏があります。そういう医療圏の中で、1次医療、地元の開業医の先生、そして2次医療、そして3次医療として、そうした地域連携プレーが、これが本当に医療の持続性があるシステムを今後とも進めていかれると思います。まさに樋渡市長はしゃにむに福岡医療法人池友会との移譲協定を進めてこられました。法律担当は自分だと、市長みずからだと答弁されております。——もとい、答弁ではなく、ちょっと私も頭が混乱していますけれども、法律担当として、多分答弁でありますけれども、法律担当として本当にしゃにむに進めてこられました。もう時間がありませんので、私は先ほど申しましたように、医療法人池友会との基本協定を破棄すると同時に、契約の推進をしないことを求めて、私の質問を終わらせていただきます。



○議長（杉原豊喜君）

以上で23番江原議員の質問を終了させていただきます。

ここで5分間休憩をいたします。

休	憩	10時30分
再	開	10時38分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、25番牟田議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を開始させていただきます。

きょうの朝、テレビを見ていたら大きなニュースが流れてきましたね。偽装問題じゃないです。リーマン・ブラザーズ、アメリカの大手証券会社、全米で5位だそうです。それが経営が破綻したということでもあります。もちろん、これは御存じのように、サブプライムローンから発しているということなんですけれども、リーマン・ブラザーズは百数十年の歴史を通して、サブプライムの住宅関連ローンだけじゃなくて、いろんな金融商品、証券を扱われている、その中のサブプライムローンにひっかかり、それで破綻したと。104兆円ぐらいでしたかね——いやいや、もっとありましたか。この前、議会で明言が出ましたね。車を運転しよってガソリンが切れる前にガソリンスタンドを探さなきゃいけない。まさにこのリーマン・ブラザーズはガソリンが切れてから、切れてできなかったということじゃないでしょうか。インタビューでアメリカ人が言っていましたね、信じられないと。本当にやっぱり信じられないですね。全米5位で、資産六十数兆円だそうです。だから、どんなところでも、例えばこれは自治体にしても、どんなところでも危機感を持って当たらなければいけないということだと思っております。

私の一般質問、1番目、市民の安心・安全についてであります。

昨日、若木町でも敬老会があり、出席させていただきました。多くの高齢者の方が出席いただき、そして、私ちょうどあいさつしなければいけなかったのも、その中ではまた来年も元気でこの席でお会いできたら幸いですという言葉を使わせていただきました。やっぱり安心・安全、1番目の質問は市民病院に関してであります。今、観客はずっと引かれましたけれども、私も市民病院であります。

やっぱり安心・安全というのは、とっても重要なものです。例えば、さっき言いました周辺部、武雄市は高齢化率が高いです。その中でも周辺部はさらに高いです。もし何か万が一あったとき、本当に急なときに連れていく病院があるのか、一分一秒争うとき。先々月、まだ市民病院が変わる前に救急車がうちの近くのほうにやってきました。来てから全然動かないんですね。やっぱり地域の方々も心配して何だろう、何だろうとわっさわっさ集まっ

て、やっと搬送先が決まって運ばれました。やっぱり高齢者を多く抱える——高齢者だけに限りませんが、そういうところは本当に心配で安心・安全の上でもこの市民病院を抜きには語られず、そしてこの市民病院が安心・安全の中心だと私は思っております。

先ほどコンビニ診療とか、いろんなひずみが出てくるという質問がありました。いろいろあると思います。例えば、もうかる人がいれば損する人もいる、いいときもあれば悪いときもある、いろんなことがあると思います。世はうつろ、時は流れております。

私の家業は酒屋です。昭和の時代は免許制度というやつに守られておりました。平成になり、免許緩和、自由緩和になってどういうことが起きたかという、もちろん武雄でもお酒のディスカウントというのが進出しました。当時の酒屋さんたちは、もちろんそういうのは進出は反対しておりました。それはもちろん自分への影響が大きいからであります。しかし、緩和政策もあり、ディスカウントが来て、既存の酒屋さんには大きな影響がありましたけれども、まあ何とか頑張っていらっしゃいます。しかし、全体的な市民のことを考えると、安くお酒が手に入ると、今まで幾らだったのが安く入るようになったと、そういうことになります。それは酒屋だけに限らず、例えば洋服のチェーンが来た、既存の洋服屋さんには影響を受けます。しかし、全体的な市民から見ると、いろんないいやつが安く手に入ると、便利になったということですね。その最たるものがゆめタウンだと思います。いつでしたかね、用途変更まで行って進出を促して、現在は増床して、そういう盛況なことになっております。影響を受けた市内業者も多々いらっしゃると思います。しかし、多くの市民、大多数の市民はそこに買い物に行き、その便利さを享受されていらっしゃると思います。安心・安全の質問、市民病院の件に関してですけれども、医療は市民にとって安心・安全の中心、先ほど言いました。さきの臨時議会、そして6月議会でも民間移譲の可決を経た今でも、市民の多くの方から関心があるということで質問を受けます。もちろん私がわかる部分では答えております。市民病院の民間移譲に関しては、テレビ、新聞はもちろん、市の広報、そして一聞すると、市の部局かと勘違いするような市民病院対策室からのチラシ等、いろいろ来て、市民の方々は混乱して、例えば、それが出たと、牟田君、こがん書いちゃってん、それはどがんなとととね、これは市の広報かいと、もちろん市の広報もあります、いろんなのがあります。ですから、いろんな情報が市民の手元に今あふれている、混乱されているんですね。だから、今聞かれるのは、私も市民病院のことに関してよく聞かれます。さっき言いますように、私のわかる部分は答えておりますけれども、きちんこの混乱を收拾させるためにも一般質問でここはどうなっているんだということでお伺いしていきたいと思っております。本当にそうなのか、実はどうなのかと。

先ほどの一般質問でも医療のひずみ、コンビニ診療ということで、よくわからなかったんですけれども、まず基本的なことからお伺いしたいと思います。武雄市の救急、先ほど南部医療圏を言われました。武雄市の救急は嬉野医療センターもあれば、好生館、そして佐賀医

大もあって連携プレーができていて、いろんなことを言われました。それで十分で、今さら民間の急性期、救急病院は不必要じゃないかという話も……（発言する者あり）まだ続きがあります。といううわさも一部あったりなかったりします。私も聞かれました。だから、そういうのをきちんとまず基本的なことからお伺いします。

例えば、さっき言いましたゆめタウン、ゆめタウンは本当に便利になりましたけれども、命にはかかわらないから本当はあってもなくてもいいんですね。本当はあったほうがいいでしょう。ちょっと今極例を言っていますけれども。例えば、ゆめタウンがなくても、佐賀の後でできたゆめタウンとか大和ジャスコとか、佐世保の大塔ジャスコ、通称大ジャスだそうです、大和はやまジャスだそうです。そういうところに買い物に行けばいい。これは時間と労力、お金はかかりますけれども、命にはかかわっていない。病院は命をつかさどります。特に救急の場合は一分一秒、高度な急性期の病院が近くにあれば、市内にあれば憂いは少ないと思います。これが私は民間移譲に賛成した大きな理由の一つなんですけれども、この最初のこの点を、先ほども質問の中に出て、いろいろ議員からもありました。この点に関して、やっぱりあったほうがいいと思う一人として、この点の確認をまず執行部に最初お伺いしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は、まず市民病院の性格に思いをいたすべきだというふうに思っております。市民病院はあくまでも看板どおりの救急告示病院であります。救急告示病院とは何ぞやといったことについては、これは開業医の皆さんではなかなか対応し得ない、しづらいという重篤、あるいは亜急性期、急性の病気を扱うということで、私は市民病院の成り立ちというのはそこにあるというふうに思っております。そういう意味で、私は開業医の皆さんと市民病院というのは、本来的には共存共栄をしてしかるべきだというふうに思っております。その上で申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、救急病院はあるべきだと思っております。これは医師会の一部の方が、いや嬉野があるからいいじゃないかとおっしゃいますけれども、それはどうでしょうか。例えば、私が厚生労働省から聞いた話によりますと、脳は10分以内、クモ膜下出血も10分以内にきちんとした処置を施せば障がいは残らない、心臓はとまっても30分以内にきちんとやれば、これまた障がいが残らない、そういった意味からすると、市民はどちらを求めるんでしょうか。特に若木とか遠かところになったら、嬉野までどんくらいかかるでしょうか。それを考えた場合に、私は武雄市の中心部にそういう救急医療をきちんと行うところ、だからこそ、黒岩委員長の特別委員会が救急告示を早く再開しなさいといったことにもあらわれているというふうに思っておりますので、私はあるべきだと。

ただ、そこですべてができるとは思っておりません。こういう例がありました。心臓停止で市民病院に運ばれてきて、一回はやろうかという話になったんだけど、これは嬉野のほうがいいということになって、そのときにドクターが嬉野の医療センターまで救急車に同乗して、そこで一命を取りとめたということがありますので、高度な救命救急病院でもそれはきちんとした連携をとるべきだということ、すなわちやはり嬉野の場合は心臓が非常に強いということを私素人でも聞いておりますので、そういう意味で足らざる部分はそういう救急告示、あるいは救命の医療機関できちんと連携をすべきだといったことで私は解決できると思いますし、それが市民の医療の維持向上だというふうに信じております。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

命をつかさどるものはやっぱり近くにあったほうがいいですよ。さっき例で言いましたゆめタウンとか、命と関係ないものは、それはあったほうが便利だけでも、やっぱりこれは近くにあっていい。これは先ほど言いました敬老会の席でも皆さん方の顔を見て、やっぱりこういう、もしも何かあつとき、これは近くの同年代の人からも家族に何かあつときどうすればいいか、そういう心配も聞いています。今そういう意味で確認をとらせていただきました。

続いて質問いたします。

チラシとかなんとかでよく一番聞かれることですね。私も、例えば温泉に入っていたときに知り合いが来て、牟田君これはどがんたつととよく聞かれること一番多い例が、先ほど江原議員も質問されました国保に関してであります。やっぱり我々も国保というのは重要なものだと思っております。よく聞かれるのは、今度その病院の来るぎ、国保の上がるてやろうと、国保の高くなるてやろうと。国保は全国的にも厳しい経営状態に陥っている、ほとんどの自治体は厳しい経営状態だと思います。市民の方が心配して尋ねられるのも当たり前なんですね。例えば、今市内景気も何か沈んでいるような感じがしますけれども、国保は今武雄市で1人平均約7万円、これがこれ以上大幅に値上げになれば本当大変なことだと思います。心配だと思います。私もそがん国保の上がると、これ本当重要なところなんですね。これをまずお伺いしたいんですけれども、実際値上げするという話が走っております。私もさっき言いましたように、一番、国保の上がるとやろう、国保の上がるとやろうと、本当にそうなのか、これがまず1点目。

それで、同様のよう、文書に書いてあることですが、病院にはかからない人でも、自分がかからなくても市民にとって負担がふえるのかというところで、市民集合徴収税が増税になるという話も聞きました。これもさっきの続きで、牟田君、税金の上がるとやろうと聞かれます。せつかく市民のためにしとるけん、値上げ、値上げ、値上げじゃ、やっぱり

我々も心配なわけですね。そういうのが本当にそうなのかと。さっき言った市民集合徴収税、私は聞いたことないですね。市民集合徴収税の上がるとやろうと——いや、市民集合徴収税とは言われませんでした。何とか税の上がるとやろうて。集合徴収は知っていますよ。市民集合徴収税というのは聞いたことがないですね。本当病院問題、この移譲問題だけで国保の医療単価ががばっと上がるとやっぱり心配です。これはもう本当市民の方々も心配したから私に質問されると思いますし、私も知っている範囲では答えています。

本当に国保は大丈夫かやっぱり心配ですよ。国保は本当に大丈夫なのか、それが1点目。2点目、市民集合徴収税というのは本当にあるのか、それが増税になるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

現在でも議員御案内のとおり、武雄市民の方で3次医療、すなわち高度、特殊、専門的な医療を受けられる方がいらっしゃいます。今どうなっているかと申し上げますと、その方々は佐賀大学の医学部の附属病院であったりとか、好生館であったりとか、大村であったりとか、嬉野であったりとか、そういった高度な医療ができる病院にかかられております。その方の保険負担分は現在も武雄市の国民健康保険で賄っておるわけですね。そういう患者さんが市民病院ではなくて、市外の、あるいは県外のところに治療通院、あるいは入院をされているわけですね。そういう意味では、この方々が市民病院が今民間移譲したからといって、これは失礼な言い方になるかもしれませんが、2倍、3倍にふえるということはありません。だから、それは居住地の国保で賄っておることから、私は医療費がそこでふえることはないと思っております。その上で、国保税がそういった意味で年間して高くなることもないと考えております。あと、国保を決める要件というのは、入院日数であるとか、病人の容体であるとか、さまざまな要件を勘案して決められるものでありますので、高度医療が来たからといって直ちに上がるということもありませんし、それは総合勘案をして上がるものだと。ちょっと行橋病院の例は後で担当部長から答弁をいたさせます。

それと、集合徴収税、私もチラシを見て、自分の不勉強に恥いた次第であります。いろんなところに聞きましたし、私も税を担当したことがありますけれども、これはありません。あくまでも県市民税、固定資産税、国民健康保険税を一つの納付書で納めていることから集合徴収という言い方をするにすぎない。したがって、集合徴収のそれぞれの税額は個別に算定をされます。したがって、国民健康保険に加入されていない世帯については、固定資産税もそうですけれども、何ら影響は受けないということでもありますので、これはちょっとどういう経緯でこういうのが出たかというのは非常に私も疑念を思う次第でございます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

国保、それから療養費について、先進地といいますか、行橋市の事例をお答えいたしたいと思えます。

数字につきましては、公式な資料でございます。また、内容について行橋市の国保会計がどのような運営をされているのかということは十分に私たちが知るよしはございませんので、外に出た資料ということで、資料のみの判断ということで御理解いただきたいというふうに思えます。

新行橋病院につきましては、平成9年にオープンいたしております。1点目の国保のみの医療費でございますが、平成9年は2万7,263円でございます。それからほとんど変わらず、最近では平成16年が2万6,491円、平成17年度は2万6,151円で、国保に関しての医療費は新行橋病院ができたからといって上がっているというふうには判断いたしていません。

国民健康保険税につきましては、平成9年1人当たり7万8,390円程度でございますが、平成16年度は7万7,006円、平成17年度は8万7,386円ということで、若干上がっておりますが、これは国保会計の運営等でいろんなことがあっておりますので、私どもはその内容について知るよしはございませんので、表に出た数字を御報告させていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

今、市長からの話、考えてみればそうですね。そういう急性期病院ができたからといって、市民が急に高度医療で倍ぐらい病気になるということはないですね。なるとしたら、例えば、今度インフルエンザが大流行して、がばっていくとかですね、いろんな災害があったときというのは考えられますけれども、部長の答弁の中でいろいろ知るよしもないとか言っちゃだめですね。やっぱりちゃんと調べて答弁してもらわないと。多分一番最初のやつは、国保の医療のほうだけの単価を言われたんですよね。国保といってもいろいろなやつがありますから、医療だけですよね。後で言ったのは全部含めた国保の分で、今問題にしている医療単価というやつだと思います。先ほど聞いた数字では、行橋市に池友会が来られたときに2万7,000円と、それから約10年近くたって同じ金額で、国保の医療費自体は上がっていないと。ということは、武雄のほうもそんな心配することはないということでもよろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

先ほど部長が具体的な数字を上げて説明いたしましたけれども、簡単に申し上げますと、平成9年に池友会が行橋市に新しい病院をつくっております。その関係で……（発言する者あり）平成9年に池友会が当地の病院を譲り受けて新しい病院をつくっております。その影響がどうなのかということ調べたわけでございます。新行橋病院ができた後、1年から2年は若干上がっておりますが、その後、もとに戻りまして、最近落ちついて上がってはいないということを申し上げたわけでございます。医療費そのものについても上がっておりません。さらに国保税についても上がった事実はないということを部長から申し上げたわけでございますので、新行橋病院の事例を参考にすれば、新しい武雄市にできる病院についても、国保税が上がることはないと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

質問しにくいですね。やっぱり質問者ですから、質問するよりも先に言われると、物すごくやりにくいので、よろしくお願いします。私も一生懸命勉強して、何とかこう……

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時
再	開	11時

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

25番牟田議員、質問を続けてください。

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

国保は心配要らないと。これは心配されている方が多いから、そして上がると勘違いされているからやっぱり心配になって質問されているわけです。医師会さんだけじゃない、例えば今度歯医者さん、歯科医師会というんですかね、そういう方々も心配されているんですね。あんたたちも関係——あんたたちというか、我々には関係ないんじゃないか、国保があったら来るんじゃないかというふうに思います。市民が負担になりますといっても、社保は関係ないですね。社保の増加、あくまでも国保の方ですね。市民全体が国保を負担するような感じで受けとめられていますので、今の答弁で納得いたしました。

では、次の質問であります。

またよく聞かれる質問の中で、国保の次の次ぐらいに聞かれるのが、牟田君、市民病院は黒字やったっちゃろうもんで、そのお金でお医者さんば雇うぎよかったたいねとよく言われるわけですね。自分は一んとか思うんですね。何か8,000万円黒字になったっちゃろうと、そうですか、そいぎその8,000万円で二、三人お医者さんば雇うて、よりよか医療ばすつき

よかったろうもん、なしてね。と聞かれるわけですね。でも、私はうーんと思うわけですよ。やっぱりそのところで聞かれて、話せば長くなるばってん、長く話しますというて話しているんですけれども、平成19年度決算はまだ出ていないですよ。さきの議会等で平成19年度は上半期4,000万円ぐらいの黒字が出ているというのは、議会の中でも話が出ておりました。確かに年度当初は毎年当初支払われる委託料が2,000万円ぐらい、1,700万円ぐらいですかね、減になっているのは間違いないと思います。その分は減になっていると思います。ただ、上半期の決算掛ける2で本当にいいものだろうか。市民病院の会計において、減価償却は上半期、下半期両方行われていますので利率の変動はないと思うんですけれども、通常、上半期に比べて下半期は人件費の年度末手当とか、多分倍ぐらい、ひよっとしたら倍以上かもしませんが、必要だと思います。あと消費税も年度末に払わないといけないですね。それもがばって来ると思います。そういう意味で、上半期と下半期は比べものにならないぐらい下半期が多いと思います。これはまだ決算書が出ていないので、手元にはっきり言えないんですけれども、通常、経営者であれば、上半期と下半期、下半期が多く経費がかかると思っています。

例えば、過去の決算書を見てみました。平成14年度で上半期は970万円の赤字でよかったのが決算では1億円の赤字、約10倍、上半期900万円やけんが下半期も掛ける2で2,000万円の赤字で済むというわけじゃないんですね。上半期1,000万円だったら下半期は1億円の赤字になる。平成15年だと、上半期2,500万円の赤字が、これも掛ける2の5,000万円じゃないですね、1億2,500万円、平成16年も同様、平成17年も同様、平成18年も上半期は550万円の赤字で、結局決算してみると下半期に必要な経費ががばっとかかりますので、7,700万円の赤字と。どう考えても、4,000万円掛ける2と考えにくいですが、市民の方はチラシ等で8,000万円黒字やったろうもんというふうにひとり歩きしている可能性が多いわけですね。やっぱり聞かれます。ここら辺をきちっと答えていただきたいんですけれども、まずこれが質問の1点目、本当にそうなのか、8,000万円も利益が出るのか、それが1点目。

また、ついでにもう1つ聞きますけれども、平成18年度に出た市民病院経営診断というのがあります。これは我々も見せていただきました。そういう中で、民間移譲と書かれていないというふうな話もあります。一言も書かれていないと。市民の人たちにとっては、2年前に出た経営診断書でそがん一言も書いてなかとばなしてそがん急に移譲することになると。これはもう当然市民の方々が抱かれる疑念だと思います。そういう件で、本当に平成18年に出た経営診断には書かれていなかったのか。私も読ませていただきましたけど、ちかっと書いてあったごたる気のするですもんね。この2点お伺いしたいと思います。これもやっぱりきちっと質問を受けて、我々もきちんと答えたい。そして、市民の混乱をきちんと直したいということから、お伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）



樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これも極めて重要なことでありますので、私から数字であっても答弁をさせていただきたいと思えます。

確かにいろんな新聞に書かれております——チラシというんですかね、書かれておりますとおり、19年度の上半期は4,630万円の黒字を計上いたしております。しかし、上半期につきましては、これは議員先ほどおっしゃった減価償却費を上半期に上げるといったことは、これ通年のルールでありますので、7,030万円の赤字になります。（発言する者あり）下半期、失礼しました。上半期が4,630万円の黒字、下半期が7,030万円の赤字であります。したがって、最終的な決算ベースでいうと、2,400万円の赤字になります。そういう意味で、上半期が4,630万円、すなわち4,000千円掛ける2倍の黒字になって8,000万円というのは、荒唐無稽な数字だというふうに言わざるを得ません。

その上で、おっしゃいました、じゃ民間というのが出ていなかったじゃないかということについては、私、着任してから市民病院事業経営改善委託業務の報告書について、この中の1の16ページの中に経営形態の考察の中で、経営形態の1つとして民営化が掲げられております。また、1の17ページでは、選択可能な経営形態として民間への移譲（民営化）が掲載されておる次第であります。私は、これを着任してから拝見しております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

やっぱりいろんなことを尋ねられます。数字に関してはいつも決算書とか持ち歩いているわけじゃないんで、なかなか答えられないんですけども、わかる部分は答えています、さっき壇上で言ったとおりであります。しかし、やっぱり混乱されているのは確実。牟田君、あんたこがん言いよるばってん、こがんとの来とるたいのと言われて、私もそこで言っても、その人と議論しても、質問されていますので答えているんですけど、こういう場できちんと答えていただいて、私もこれからそういうふうにはいくと思うんですけども。

市民病院に関して最後の質問、市民病院の最大の問題というのはドクターの確保、医師の確保だと思っています。これがもう大きなみそだと思っています。そういう中で、ここ半年、1年ぐらいずっとテレビとか新聞の特集とかでも地域医療とか医療の何とかというのが特集されています。多分ワイドショーとかも含めると、月に2回とか3回あっているんじゃないでしょうか。その中で、いつも言われているのが新臨床研修医制度、医師の確保が地域で難しくなっているということでもあります。我々もその医師の確保という面では本当に心配して、これも民間移譲に賛成された方の多くはその医師の確保というところで今度の民間移譲を決

められたと思います。そういう中で、またこれも話がひとり歩きして、お医者さんは実はふえるんですよとか、ふゆっとてやろうて、あんた言いよると違うたいのと、ふえはせんですよと、研修医制度もやっぱりどのテレビでも必ずほぼ100%出るのが研修医制度なんですね。そういう中で、お医者さんはふえるとやろうもんで、そがん書いちゃるばいて、いやふえんですよて、例えば20年後は知らんですよ、15年後は知らんですよて、今国がお医者さんを年間100人か幾らかちょっと忘れましてけれども、ふやすという計画がありますけれども、いろいろして、さっき言った15年後、20年後はわからんけど、今ここ10年で急にふえるということはありませんよというふうな答弁をしています——ごめんなさい、答弁じゃない、普通の人と話すわけやから、答弁という言葉は使わないですね。普通の話をしています。

本当に医師の確保は、そうやっていろいろ書かれているように、大丈夫なのか。いずれ田舎にいっぱいお医者さんが来ますよて書いちゃるよて、ほんなごとかいと、私も答えよるばってん、いやこがん書いちゃるといって言われるわけですね。やっぱりさっき言ったように、ここが一番市民病院の民間移譲の判断に関して大きな大きな基準だと思います。ですから、このところ、とても重要なところですので、きちんと答弁していただきたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

まず、平成16年度の新臨床研修医制度についてどういう事態が起きているかであります。例えば、佐賀大学の医学部を例に出して申し上げますと、これは定員100とさせていただきますと、その16年以前というのは、私が聞くところによると100分の85から95の皆さんたちは一回医局に戻ってきたと、そして医局のコントロールの中で、あなたは武雄市民病院に行きなさい、あなたは小城の市民病院に行きなさいという医局中心の、まあ「白い巨塔」です。そういう医師の配分のコントロールがなされていたと。しかし、こういったことを壊してしまったのが厚生労働省の新臨床研修医制度、すなわち医師の、2年間総合的な、きょう「朝ズバッ」でもやっていたけれども、そういう診療科目を受けなきゃいけない。その後どういふ事態が招来しているかということ、医師の自主性に任せることによって、医局に帰ってこんわけですね。だから、今、私が佐賀大学から聞くところによると、前は100分の85から95だった数字が100分の50まで落ちていると、半分しか帰ってきませんと。その半分の方々も佐賀大学の医学部におんされんばいかんわけですね。それでも足りんわけです。だから、今いわゆる引き揚げが全国的になされている。これが全国的な傾向であります。しかも、そういう研修医の皆さんたちも、これも黒岩委員長もおっしゃっていますけれども、手術がいっぱいなされるところであるとか、都会の条件のいいところであるとか、そういった病院に研修医が集まっている。そのままもうそこにいらっしゃることになっています。すなわち医師の供給が、今まではそういう地方に配分ができたのが、都会偏重、そして手術例が

多いところ、そして勤務条件がいいところにどんどんどんどん行っているといったことからすると、なぜチラシにそういったことを書かれるのかというのが、私は申しわけありませんけど、理解に非常に苦しみます。これは個人の問題ではなくて、佐賀大学さん、あるいはほかの大学さんがどんなに頑張ってもできないことであるというふうに私は認識をしております。

そういう意味で、私はこれは選考委員会でも議論がなされたというふうに聞いておりますけれども、どれだけ医師を供給できるかといったことについて、今の池友会は定員100でありますけど、医者が195人いると。すなわち195%の医師を確保しているということでもありますので、そういったところときちんと連携を組んで、医師の確保に対しては市民の皆様たちに不安を与えないということが最大かつ最高の条件だというふうに思っております。だから、これは佐賀新聞等にも載っておりますけれども、今公立病院が押しなべて立ち行かなくなっているということにもある。だから、給料を上げるぎよかろうもんという話もありますけれども、阪南病院はいかがでしょうか。あれは医師の給料を1,000万円を3,000万円に上げてもいまだ応募者がいない。だから、お医者さんはそういう給料だけじゃないわけですね。だから、そういうふうに手術例が多いところであるとか、勤務条件をきちんとしたところに集まる。そういった意味で、公立病院というのは私はもう皆さんと——ごめんなさい、一部の方は違うと思いますけれども、もう限界に来ているということから、それが銚子の市立総合病院、あるいは阪南病院のように、終わってから考えるのではなくて、それがわかっているということであれば、ハンドルをきちんと切ることが経営者としての、病院開設者としての私、そして議会の議決をしていただいた一番大きなところはそこにあるかというふうに感謝をしているところであります。

そういった意味で、最後にしますけれども、今までの制度の中で医師の確保というのはできない。ただ、厚生労働省がこれからふやすということを言っていますけれども、当てにならないです。厚生労働省が言うたことをすぎんた、これが医療の崩壊を導いていると私は思っています。しかも、医者をふやすといっても、倍以上ふやすことはできません。ふやしてもせいぜい1割か2割です。しかも、それは6年かかるわけですね。あるいは、研修の制度まで含めると2年かかるぎ8年かかるわけです。待てるんでしょうか。だから、そういった意味からしても、私は自立型の、今まで佐賀大学の医学部さんに過度に依存していた、あるいは国の制度に依存していた、これから脱却を図って自立可能な、そして持続可能な医療体制というのが市民の皆さんから求められるというふうに私は判断をしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

先ほど給料を値上げしてもなかなか来ないと。伊万里市民病院がそうでしたよね。小児科さんをちょっと値上げして来てくださいと呼びかけても、結局だれも来なかったと。いろいろそういうところがあると思います。先ほど23番議員の質問の中でコンビニ診療とか、医療のひずみという言葉が出ております。佐賀医大ができたときは、あそこは田んぼの中にぽつぽつとあったですね。当時は田んぼの中に。ただ、今行くとどうなのかと、周りはまちになっておるですね。そして、注目すべきはそこだけじゃなくて、周りにお医者さんというか、民間の病院も建っておるわけですね。そういう中で、ひずみという言葉がありましたけど、私はそのひずみというのがどういうふうな意味かわからないんですけども、やっぱりひずみじゃなくて、さっき言ったように、医大ができる、その周りに民間病院ができて、そこと協力してやっていく、もちろん武雄市には民間病院多々あります。国立療養所から市民病院に変わるときに、私は反対した口なんですけれども、当時大激論でした、確かに。今回も激論なんですけれども、このような大きな改革のときにはいろんな問題があると思います。前門の虎後門の狼、いろんな問題があると思いますけれども、執行部は市民の医療福祉、何だかんだいって市民が主役であります。市民の医療福祉の向上のために汗をかいて努力して、市民全体のため頑張っていたいただきたいと思い、市民病院に関しての質問は以上で閉じさせていただきます。

続いて、安心・安全の2つ目、これはさきに防災訓練がありました。各地区で防災訓練がありました。そういうの中で、ちょっと1個不思議に思ったのが、これはひよっとすると、いろんな団体とかで反省の中で出たやもしれませんが、避難先が公民館というのがほとんどですね。訓練ですけれども、公民館に避難されました。食料を、非常食を搬送してもらおうということです。で思ったのが、災害があったとき、食料をすぐ配送し切れるか、それで数も間違いなく配送し切れるかと。もちろん、訓練でも間違いは出たと聞き及んでいます。何で最初から各町の中央公民館とかに備蓄を置いていないのか。道路が寸断されるかもしれないですね。今、北朝鮮では將軍様がいろいろ大変だと、もし何か軍事のほうの、軍部が力を握って何かあったとき、いろんなことが考えられると思うんですよ。やっぱり今は有事じゃないですね、有事の際は地震、雷、火事、おやじじゃない、いろんな災害がある中で、何で備蓄というのは市内で1カ所とか2カ所に限られているのか。各公民館、各町の避難先に備蓄を置いていてもいいんじゃないか。私はそこがわからなかった。道路を寸断されても来れるわけですね。大水害が起これば来れないわけですね。備蓄先から持ってくる、それで備蓄先まで職員さんなり隊員が行くのも行けないかもしれない。やっぱり分散させたほうがいい、これも各町ごとにとおもいますけれども、これはさっき言ったように、反省が出たかもしれません。やっぱり有事の際というのが心配になります。さきの市民病院の件じゃないですけども、やっぱり有事のこと、急に何かあったこと、これも急性期というんですかね、わからないんですけども、そういうので何で地域の公民館とか地域に備蓄しないの

か、これをお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お役所仕事が出てしまったなど反省をしております。責任者は私でありますので、私も意見を聴取して現場を見てまいりました。そういう意味で、牟田議員がおっしゃるとおり、各公民館にきちんと置くといったことが大前提だと私は思いますので、指示をして各公民館に置くことにします。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

何かちょっと、ほかの続きも考えておったばってん、やられるということで、実際そうだと思います。ぜひ実行していただきたいと思います。

安心・安全、病院を中心にして質問しましたけれども、いつ何どき何があるかわからない、それはもう病気も災害も有事も一緒だと思います。ぜひそれに備えて執行部も頑張っていたきたいと思います。

では、大きな質問の2点目、人口減に関してであります。

これはいろんな話、そして私も何度も何度も言っているのですが、もう耳にたこのできんさったかもしれんし、議員さんたちもまた牟田の言いよると思うかもしれませんが、やっぱり言わんざいかんわけですね。やっぱり一番大きな問題だと思います。

若木町のことばかり言うざいかんばいと言われましたので、例えば、東川登町は平成19年度に生まれた子どもは9名です、御存じでしたか。平成19年に生まれた子どもは9名、一けたですよ。例えば、今言いませんけれども、ほかの各町でも、北方町、山内町は大きいですから、朝日町も大きいですか、ほかの町も本当に激減している。一つの例で東川登、若木ばかり言うなということだったので、東川登町の例を言いましたけれども、やっぱりそういう事態に陥っていると。やっぱりいろいろ方法があると思います。いろんな方法の中で、例えば、出生率を上げなきゃいけない。そういう中で、お母さん方が安心して子どもを出産できるような環境をつくらなきゃいけない。

今度この9月議会で補正予算が出ています。臨時職員さんの補正ですね、数百万円出ています。これはどうしたのと聞いたところ、臨時職員さんを雇います、何で急にと、出産で雇おうと思っています、当初ではわからんやったということで、数百万円です。これは民間という言葉から見れば、うらやましいんですね。雇う側、例えば経営者側、これはもう交付税対応されていると思います。そういう中で、経営者側も、仕事をする側もそういうふうにして出産で休まれたお母さん方のかわりに別な方を短期で雇うことができる。うらやましいで

すよね。例えば、小さい商店、我々のような商店で、例えば女の人が出産するんで休みますと言われたら、仕事に差しさわるので別の人を雇わなきゃいけないですよね。でも、そのときのお金はどこからも補助がないんじゃないか——あるかもしれません、それを今から質問するんですけれども、大きい会社はあると聞いています。従業員300人以上の会社、資本金幾らの会社で出産で休まれたら、その会社自体に補助が来る。やっぱり経営者が出産しやすい環境をつくっていくために、そういう補助があれば物すごく助かります。例えば、赤ちゃんができましたと経営者に報告が、小さい零細企業で報告があれば、ああおめでとうと言いますけれども、その後ちょっとすると、ああそいぎ仕事どがんしゅうかなと考えるのが多分経営者だと思います。そういう例をなくすために、そういう補助制度、これは市はないですけれども、国、県でどういうふうな補助制度があるのか。やっぱり経営者、そして休む側も安心して出産できる、雇う側もそういう補助があれば、よか子ば産みんさい——よか子ば産みんさいというか、頑張んさいと、こっちはこっちでしよるけんがとできると思います。このような制度はどのようなものがあるか、これを最初にお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

御質問の制度でありますけど、現在、国で制度化されているものについて若干紹介をさせていただきますと思います。

1つは、両立支援レベルアップ助成金という形で代替要員の確保コースがあります。これは中小企業、大企業、いずれにも該当しております。特に内容を見ますと、大企業よりも中小企業のほうに厚く補助がなされております。

それから、休業中能力アップコースというのがあります。これも同じく中小企業、大企業の事業主に支給する制度でありますけど、これも先ほどと同じように中小企業のほうに厚く助成をされているというものであります。

もう1つは、子育て期の短期間勤務支援コースというのがあります。これは6カ月以上利用した場合に事業主に支給するというような制度でありまして、これも中小企業、大企業、どちらにも該当するものでございます。

そのほか、事業所内託児所設置運営コースとかベビーシッター費用等補助コース、それから職場風土改善改革コース、男性労働者育児参加促進コースというのもあるようでございます。いずれにつきましても、現在、21世紀職業財団佐賀事務所というのがありますけど、ここが県内各地で説明会等をされておりまして、武雄におきましても温泉ハイツで事業主に対して説明会があったとお聞きしておりますので、市のほうでもできるだけPRをしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

温泉ハイツであっているのを知りませんで、私の情報不足だと思いますけれども、やっぱり先ほど副市長がおっしゃったPRですよ。知らないもん。私、正確には事業主じゃないんで、みなし事業主なんですけれども、知らないですもん、そういうのがあるというのは。

そして、もう1点なんですけれども、大企業よりも中小企業に応援がありますと言われましたよね。三ちゃん企業でも大丈夫なんですか。——三ちゃんって、使っているのかな。いいんですよ。例えば、従業員1人、2人の会社、例えば商店なんてそうですよね。農業者もひよっとするとそうかもしれない。どの程度までそういう応援にあずかれるのか、そういうところまでわからないと、例えば、中小企業のそういうふうな両立支援の説明会を行いますとPRしても、わかりませんもん。これうちに当てはまるとやろうかなと。本当に二、三人の小さな会社でもそれは大丈夫なのか、やっぱりこのところですよ。武雄市内に例えば大企業の、中小企業でも100人以上とか30人以上とかありますよね、事業所30人以上と。例えば、この議会の中でも経営者の方いらっしゃいますけれども、30人以上というのはほとんどいらっしゃらないんじゃないでしょうか。そいけん、本当に自分が当てはまるかどうかというのがわからんわけですね。だから、さっき言った武雄市内のほとんどの職業である中小企業じゃなくて、例えば3人、5人の小事業者でもそれは大丈夫なのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古川農林商工課長

○古川農林商工課長〔登壇〕

お答えいたします。

要件が小さな商店にも該当するのかなというようなことでありますけれども、基本的には雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していることというようなことがございまして、雇用保険に加入していることが大きな前提というようなことになっております。そのほかにもるる要件等はあるようであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

今の説明では雇用保険に1年以上入っていれば、例えば2人の会社だろうが、3人の会社だろうが大丈夫ということですね。その後がちょっと心配です。るるほかにも要件がありますが言われたんです。前半はいいんですよ。雇用保険に入っていれば、例えば、ほんの小さな会社でも、例えば、女性の職員さんが——店員さんがという言葉がいいかもしれな

いですね。女性の店員さんが出産されると、その間、人を雇えば補助が来ますと、雇用保険にさえ入っていればですね。その後のるるの要件がちょっと心配なんですけれども、基本的に雇用保険に1年以上入っていれば、そういうふうな制度を受けられるということですか。るるは関係ないですよ、これをお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古川農林商工課長

○古川農林商工課長〔登壇〕

要件があるわけですし、今申しました雇用保険等の1年以上継続というのが原則ということですが、例えば、代替要員の確保コースというのがございまして、その受給できる事業主の要件でありますけれども、まず育児休業取得者の原職への復帰について、労働協約とか就業規則をまず規定していることというのがございます。それから、休業取得者の代替要員、もしくは雇用とか新規確保によって育児休業者の当該休業者終了後に原職に復帰させていることというようなことになっております。それから、原職等に復帰した育児休業取得者が育児休業期間が平成12年4月1日以降3カ月以上あって、なおかつ代替要員を確保し、期間が同じく3カ月以上であること、それと当該育児休業終了後に引き続き雇用保険の被保険者として6カ月以上雇用していること等がございまして。それから、育児・介護休業法第2条第1項に規定する育児休業、またはこれに準ずる休業について、労働協約とか就業規則に定め実施していることと、これが代替要員確保コースの要件というふうなことになっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

るるわかりました。要するに、休まれた方の原職復帰と労働協定をちゃんと結んでいるかどうかというところをきちんと押さえておけば、どんな小さいところでも雇用保険を払っていれば、そういうふうに、例えば旦那さんと奥さんだけの会社、2人とも会社というか、組織で雇用保険を2人とも払っている。例えば、これは農業の組織かもしれない。今会社は昔と違って簡単につくれますから、そういう中でつくっておけば、奥さんが出産で休まれるときは代替要員で補助を受けて、それで雇って一緒にできるという形になりますよね。——はい。

こういうのをぜひPRしていただきたい。さっき言ったように、温泉ハイツで中小企業両立支援制度の説明会を行いますと、わかりませんよ。僕もどういう表現でそういうのをしたらいいのかもわかりません。21世紀云々かんぬんというのは私も初めて聞きました。やっぱりPR不足だと思いますし、そこら辺でそういう制度があれば、ぜひPR、ちょっと知恵を絞って名称は、さっき言ったように集まりやすい形で、そういうせっかく補助制度があれば



ぜひつくって、女性が出産しやすい環境、そして雇用者もそうやって休ませやすい環境をつくっていただきたいというのをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、財政に関してでありますけれども、特例債、現在合併しましたので特例債という部分が使えます。これは合併協議会の中で話が出ていました。上限は約170億円、使うにしても約半分ぐらいだろうというふうなことが出ています。だから、上限は85億円ですね。今現在、二十数億円、年間約10億円ぐらいの特例債を使っております。特例債というのは、本当に有利なというか、お得な起債で、これはもう私が言う必要もないと思いますけれども、充当率が95%、交付税算入が70%で、余りほかに、例えば、災害復旧事業はほとんど来ますので、災害復旧事業に近い形の起債だと思います。今、武雄市ではいろんなほかにも起債されていると思います。そういうのも全部特例債のほうにぶっ込まれないものか、そういう財政的に有利な特例債のほうにぶっ込まれないものか。そして、もしそうなったら、例えば、合併協議会のときに、これは決定ではないです。85億円ほどということを決められていますけれども、そういうふうな起債自体をできれば、合併特例債の使用基準は、新市建設計画に載っていることというのが唯一の条件だと思っております。唯一という言葉はおかしいですけども、新市建設計画に要項が載っていることと。新市建設計画は私もつくるときに、もちろん合併協の中で話し合いましたけれども、ほとんど網羅していますよね。ですから、財政に関しての1つ目の質問、85億円にこだわらず、ほかの起債の分も全部こっちにぶっ込んで、85億円以上いってもいいんじゃないかというのが1点目の質問です。これをお伺いしたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

お答えいたします。

確かに合併特例債、議員おっしゃるように非常に有利な特例債でございます。ただ、これも先ほどおっしゃいましたように、合併協議会の中では、武雄市としては上限額が173億円でございますけれども、約その2分の1、86億5,000万円をめどに特例債を活用していきたいというような一つの方向性が示されておりました。そういう中で、過去3年間でございますけれども、18年度が7億4,000万円ぐらい、平成19年度が10億5,000万円、平成20年度が見込みでございますけれども、10億6,000万円。そのほかに、ほかの事業債でございますけれども、約3億円ぐらいございます。できるだけ我々もこの特例債を活用しながら事業を進めたいという方針は変わりございません。今後につきましても、ただ、あくまでも特例債と言いながらも市の借金でございますので、その辺は十分新市建設計画の事業内容とも精査をしながら、それと県と協議をしながら、有利な方向で活用していきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

おっしゃるように特例債も借金です。借金でも、例えば銀行からお金を借りる、こっちの利子は3%、こっちの利子は5%、どうせ使うんなら3%を、2%安いところにぶっ込んだほうがいいんじゃないかと。そして、それが例えばさっき言った85億円が上限ぐらいだというふうな形を協議会で決めましたけれども、決定じゃないですよ、そういう話し合いをしましたけれども、そういうのを超えてもいいんじゃないかと、そのぶっ込みした場合ですね。ほかの特例債、今3億円か4億円ほどは別の起債で行っていると、それも合併特例債でできる範囲でやれば、合併特例債が3億円ふえても、その分、さっき言った充当率が95%、交付税算入70%という有利な条件で済んで、そういうのをぜひやっていただきたいというのがお願いでございます。

今、自民党の総裁選がっております。そして、その後解散が行われるという話も聞き及んでいます。その中で、いろんな話の中で、来年度は数兆円規模の財政出動があるやもしれないという話も聞いています。もしそういう財政出動があった際には、数兆円規模というふうに聞いていますけれども、本当にあるかどうかわかりません。もしあった場合には、この特例債と絡ませて、ばあんとやっていただいてもいいと思います。ソフト、ハードいろいろあると思いますけれども、ぜひそういうふうにして財政——武雄市は財政効率が物すごくよくなったということで、全国的にもこの前新聞に載りましたね。さらに頑張って、そういう手法でやっていただきたいと思います。

そして、次、財政の2点目——今のはお願いです。こういうふうにしてやっていただきたいというお願いです。

続いて、2点目、給湯使用料であります。すみません、ちょっと時間がないので、早口でしゃべりますけれども、給湯使用料であります。これはさきの12月議会で給湯使用料の減額がありました。その中で、私、議案質疑のときに立ったんですけれども、安くなって売り上げは減るだけじゃないですか、伸びる要素はあるんですかということを質問しました。その中で、給湯使用料が安くなった分、頑張って売りたいと思いますという答弁がありました。もちろん、これも可決されたんですけれども、実際には伸びていないですよ。ただ収入が減っただけで、もちろん減額した際、収入が伸びていないということは、そこの経営者が助かっているというふうにもとれます。でも何とか市の財政のためには収入を、そして売り上げ量をさらに伸ばさなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

1つ、これはどうかなと考えたのは、今温泉を回られている中で、この前、「九州ウォーカー」か「じゃらん」かちょっと忘れましたが、かけ流しってありますよね。今、給湯でやっているのは対流型で、かけ流しじゃないと思います。かけ流しというのは物すごく観光客

にはPRできる部分で、例えば、この給湯使用されているところが、うちはかけ流しにしますと、かけ流しにしますから、この分安くして——市が逆にPRするんですね。かけ流しにしてくれたら、この分安くいたしますよと、かけ流しで認定した分ですね。調査して認定した分は安くしますと。その分は量がふえると思います。結局、安くしてもかけ流しで、売れた分は前回減額した分並みか、それ以上ちょっと超えるぐらいの計算をしてやれば、かけ流しにしても旅館自体とか、その買っている方はPRができると思います。今、ただ減額しただけじゃなくて、例えば、今まで買っていたところがかけ流しにしてくれたらもっとお客さんが入る、でもそのかけ流しにしたらお金がたくさんかかる、でもその分は減額しますよと、そしたら市の収入も今減額しただけよりももっとふえるかもしれない。そして、さらに減額する前よりもふえるかもしれない。その分買うほうは負担はふえるかもしれないけれども、かけ流しをどんどん宣伝できる。例えば、今足湯があります。足湯はかけ流しじゃなきゃだめなんですね。あれはどんどん流さないと、例えば、水虫とかなんか病気を持って…（発言する者あり） そうなんですね。どんどん流していかなきゃいけない。だから、そういうふうにして何とか給湯使用料を下げるだけじゃなくて、さらに何か付加価値をプラスして、買う側からも喜ばれて、プラスアルファ出るようなことができないかというのを質問したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いい意見をいただいたと思っています。かけ流しイコール大口の利用者になるかどうかというのは、ちょっとこちらで検討しなきゃいけないんですけども、できればかけ流し認定とそれに応じた料金、大口料金の見直しというのはきょうから着手をしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

ぜひそういうふうなことで、ただ減額して収入が少なくなっただけじゃなくて、利用者にも喜んでお金を払ってもらえる状況で、市の収入も上がる、そしてそこもPRができるということでやっていただきたいと思います。

では、最後の質問であります。最後の質問は教育であります。

教育は、最近よくニュース、テレビに出ていますよね、教育委員会さん大変だと思います。でも、僕は今回そのことは聞きません、何も関係ありませんので。例えば、大分県教諭問題、そして今大阪で知事が教育委員会ともめられています。そういうのもありますけれども、やっぱり教育というのは、武雄市の人、そして子どもたちを育てる大変な大きな要因だと思

ます。今度質問で教育というところを出していますけれども、ちょっと大きなところを質問しますので、それに関して答えていただければよろしいですけれども、ゆとり教育というのがあります。ゆとり教育が、前の前の前の教育長さんぐらいでしたかね、のときに出てきて、私は何度もゆとり教育のことに関して質問しました。もちろん、学力低下とか週休2日制とかいろんなことに関して質問しました。それは全部クリアできるというふうな形で答弁されて、私自身はちょっと疑問点を持っていたんですけども、ゆとり教育自体が失敗だったというふうなことで言われております。そういう中で、武雄市はこれから教育委員会でそのゆとり教育をどのように変えていこうと思っているのか。すぐには無理ですので、考え方ですね、今後どのようにしていきたいかという考え方をお伺いしたいと思います。これはもう教育の問題ですけれども、ちょっと大義のことで聞きたいと思います。これを1点目。

そして、今度は小義なことになりますけれども、何かゆとり教育が始まってから教師と生徒、生徒と先生の関係が友達みたいな関係になっているんじゃないかと。何か前、ゆとり教育のときは、子どもと同じ目線でと、子どもと友好関係を持ってと。私自身は先生と生徒が同じ立場であるわけがない。教える者と教えられる者が同じであるわけがない。何か友達関係というか、もちろんそれは否定はしませんよ。きちんとやっぱり先生は先生なりの威厳、形で接する、そして子どもたちもある点そういうふうな友好関係を、我々が小さいときは先生とも必ずもちろん何々先生と先生づけで呼んでおりました。そういう中にも敬意を表し、普通のおときにはやあやあ遊ぶけど、きちんと敬意を表してやっていた。何か先生と生徒が友達関係で、それ以上いっていないんじゃないかと。きちんと昔みたいに敬意を持って——これはこの議場で何度も言いました。昔、黒板がこれとすると、先生の教壇があって、一段高くなっていましたね。先生の教壇は一段高いところでされていました。それも一つの象徴かもしれません。今平らになっていますよね。本当は高いほうが子どもたち見やすいのに、いつの間にか平らになった、ここがよくわかりませんが、今の2点を教育問題の質問として、最後の質問にしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

#### ○浦郷教育長〔登壇〕

非常に大きなテーマをいただきまして、ゆとり教育という言葉自体は文部科学省は言っていないわけですが、非常にいろいろないじめであったり、不登校であったり、問題行動であったり、体験が不足したり、受験が厳しかったりというようなことで、基礎的なことをぐっと絞って、時間的にゆとりを持った中で体験活動などを通して学力を身につけていけるんじゃないかというのが14年度の方向だったろうというふうに思うわけです。それから後、御存じのとおり、国際的な調査などでも非常に学力的に力がついていないんじゃないかという議論が起こってきたのも事実でございます。ただ、いろいろな問題が解決したかという、

当武雄市においてもそうでありますが、いろんな子どもたちの課題はあるわけでありますので、生きる力をはぐくむという、ここのところは理念は変えないと。ただ、その中で30時間ほど授業時間数も減少する方向の改定がなされてきたわけですが、今回の指導要領では授業時間数の増加という方向で、基礎的なこと、あるいは確かな学力、心、健やかな体、知・徳・体のバランスのとれた指導が必要じゃないかということで授業時数増にもつながっているようであります。

質問いただきましたので、実は今度の方向を示すこの『生きる力』というのが、今度の4月には全保護者に初めて配られるという方向になっております。詳しくこの方向等もわかりやすく書いてありますので、ぜひ生かしていただけたらというふうに思います。ゆとり教育と直接関係ないかもわかりませんが、この最後に皆さんの家庭ではいかがですかと、あるいは社会全体ではぐくむ力ということを殊さらに書いてありまして、御存じのように、いろんな学力調査等もあっているわけですが、その中でやっぱり学校と家庭、地域それぞれ連携を強めていくことが向上につながるんだということははっきりしてきております。そういう意味で、武雄市の今後の方向としては、そういうようなことを考えております。

2点目でございます。すみません、長くなりまして、教師と児童・生徒が友達みたいになっているんじゃないかと、それは確かに感じることもございます。ただ一方で、中体連の試合などで行きますと、優勝して抱き合って喜んでる先生、子どももいます。片方で、本当に直立不動で指導を受けている姿も多く見るわけであります。そういう面では、子どもたちと先生方との信頼関係というのをどういうふうに築いてもらっているだろうかということも強く感じております。そのために、やっぱり尊敬されるに値する先生方の教師力、これをさらに高めていただきたいというのを一緒に考えていきたいというふうに思っております。授業の指導力、あるいは幅広く深い社会性、人間性、教職を目指したときの使命感に再点火してほしいとお願いをいたしております。4月から実は毎月、月1回、実行委員会方式で教師力向上セミナーということをやっております。多くの先生方が自主的に時間外に参加して、磨き合っていていただいております。そういう先生がたくさんいらっしゃいますので、武雄市の教育もおのずとそういう面は出てくるだろうと。そういう姿勢の先生がいらっしゃることで子どもたちも学ぶことが多くあるんじゃないかなというふうに思います。

同時に、義務教育段階でありますので、しつけは当然必要であります。年長者を敬うということが薄れている面は確かに感じております。小・中連携なども随分進めてもらっておりますが、その中で上級生に学んでいるという姿もたくさん見ております。児童・生徒みずからがけじめのある態度をしようとする例も見ることができわけでありまして、例えば、山内3校でここ数十年されている立腰の言葉などというのは、決して弱まるどころか、だんだん広がっているような状況であります。子どもたち自身もけじめのある姿勢の大事さというのは十分感じているのではないかなというふうに思います。あるときには友達のように、ある

ときはまた厳然として信頼関係の中で立場を考えるとすることは非常に大事なことでございますので、保護者の方、PTAの方等ともあわせ、共通理解を図り、進めていきたいと思っております。

**○議長（杉原豊喜君）**

25番牟田議員

**○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕**

今言われましたように、信頼関係あつてのものだと思いますし、そしてけじめというものは必要だと思います。例えば、何か優勝して生徒と抱き合っている、それはもう全然してください、それはもうどんどんやってくれ、ただ、きちんとけじめとして威厳を持ってやっていただきたいというところであります。

よく言われるのが、例えば、通知表をもらって、よくできる、できる、頑張れ、3段階に今なっていますよね。私が言いたいのは、武雄の教育委員さん、すばらしいと思います。さらに頑張ってもらいたいと思います。通知表にしても、5・4・3・2・1でもよかじやなかかという意見も多々聞きます。いろんな意見を聞いて、これから子どもたちの教育に関して頑張ってもらいたいことをお願いして、質問を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

それでは、以上で25番牟田議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	11時58分
再	開	13時19分

**○議長（杉原豊喜君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、20番松尾初秋議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。20番松尾初秋議員

**○20番（松尾初秋君）〔登壇〕**

こんにちは。議長より登壇の許可をいただきましたので、20番松尾初秋の一般質問をさせていただきます。質問は6項目でございます。答弁のほうは簡潔で正確にお願い申し上げます。

まず、学校教育についてということで、朝日小学校に防犯カメラが設置されているようですが、実際何台の防犯カメラをつけておられるのか、また、その機能についてお尋ねをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

古賀教育部長

**○古賀教育部長〔登壇〕**

今般完成をいたしました朝日小学校のグラウンドですが、防犯カメラを設置いたしております、合計で4台設置をいたしております。そのうち2台につきましては、新グラウンドを見渡せるという位置に設置をいたしております。あとの2台ですが、体育館とプールの間、それから体育館と校舎の間、ここを見渡せるように設置をいたしておりますのでございます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

防犯カメラを設置することで、一定の犯罪の抑止効果ですね、これは私もあると思いますけれども、これをつけた以上は、もし事件とか事故、そういうのがあったら、その責任はその分、私は大きくなると思うわけですよ。

そこで、管理についてお尋ねをしていきたいんですけども、質問といたしましては防犯カメラのテレビモニター、これは番して見る人がおるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

モニターの監視につきましては、職員室の校長先生の机の上に置くことにいたしております、その両隣に教頭先生の机、それから教務主任の先生の机がございますので、管理職の方々が基本的には監視をしていただくということにいたしております、3名とも不在という場合につきましては、他の教職員の先生方に御協力をいただくということで、監視体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

その辺をしっかりとしてもらわんざ私もいかんと思いますので、できれば、ちゃんとその日その日の順番とかですよ、順番と言うたらおかしかばってん、あいている先生でもいいですから責任を持ってですよ、今の答弁だったら、あいている先生で見て、とりあえず管理職の先生に見てもらおうということですけど、それは事務をしながらのついでに見ていくような話だと思っわけですよ。だから、やっぱりそれを専属に見ている人をですよ、きょうはこの先生があいているから、今、あなたが見てくださいよ、この時間はあなたが責任者ですよという感じで、しっかりその辺を専属で見る人をちゃんと係を決めて、そういうふうにもう少し体制をですよ、今の話じゃちょっと。まあ、ある程度の答弁にはなっておりましたが、何かいまいち責任感を感じらんわけですよ。

私はここまで何で言うかというたら、今さっき話したごと、抑止効果はあると思いますけ

れども、それにあぐらを組んでぼさっとしとったら、本当に犯罪があったときのその責任ですよ、それは私は大きいと思いますので、いずれにいたしましても、質問といたしましては専属で見る人をもう少し係を決めて、時間を決めてできないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

学校施設の管理責任につきましては校長が持っているということになりますので、施設の管理責任者は校長であります。したがって、校長先生がきちんとモニターにつきましても最終的な責任を持っておりますので、他の教職員の先生方とともに体制を整えていくということで、先ほどとお答えすることは同じになるわけですが、専属でモニターを監視することにつきましては、他の業務もございまして、なかなか難しゅうございまして、全体として管理職でまず見るということを決めまして、次に、それができない場合は他の教職員の先生方をお願いをするということできたいと思っておりますので、特に1人の専属を置くということにつきましては考えていないということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

考えていないということで、校長先生が最終的な責任を持つという答弁を今るる聞きましたけど、やっぱりそういうふうなあいまいな体制でいかなものかなと私は思うわけですが、それでよかったらそれでもいい、最終的には何かあったらその責任になるので、私は指摘だけはしておきます。

では、次に移りたいと思いますけれども、中学校の部活についてお尋ねをしていきたいと思えます。

これは実は私の中学校のころの話をしたと思います。それは中学校のころというのは昭和50年代ですよ。そこそこもう乗用車とかあった時代ですよ。そのときは、部活の試合とか競技会に行くときは、ほとんど自分たちで電車で行きよったわけです。電車、バス等でですよ。公共交通機関を利用して行っていたわけですね。今はもう余りにも親の負担が大き過ぎるような感じがするわけですよ。

今、私もびっくりした話をこの前聞いたんですけど、もう時刻表の見方も知らんと。バスに乗ったら整理券ば取らんばいかんことさえ知らん中学生だっておるという話を聞いたわけですよ。だから、私はやっぱり親の負担もいいかもわかりませんが、余りにも負担が大き過ぎるという感じがするわけです。それは人的な負担、金銭的な負担も含めてですよ、やっぱりこれは教育全体のことに言えると思うわけですよ。

これもまたそのうち質問をまた組み立てて、るる話をしていきたいと思えますけれども、



やっぱり学校と親の関係というのは、離れて近づかずですよ。そういう関係で、今、べたーってひつつき過ぎとうですもんね、はっきり言うて、余りにも。私はそういうふうに感じます。ただ一方で、やっぱり親が熱心にならんぎ子どもは上手にならんさ、そういう話も聞きます。上手にならん、強くなれないと。そういう話も聞きます。それも事実だと思います。そしてまた、その子どもたちがそういうふうな部活を一生懸命することによって、将来的に特待で高校に進学するとか、大学へ進学するとか、そういう道も開けますし、ひいては就職とかに有利になる、そういう面もあると思います。

これも確かにそういう面があるということもわかっておりますけど、その子どもたちにすれば将来的に有利になる、これは本当にわかっておりますけど、私は私の考えをここでちょっと披露したんですよ。余りにもひどかばいと、行き過ぎばいと、つかず離れずだ、そのくらいの関係でいいんじゃないかなと思ってはいますけれども、僕みたいな考えを持っている人もおると思うわけですよ。やっぱり部活をですよ、そのとらえ方ですよ。自分の子どもが部活をするのに対して、体力づくり、友達づくり程度に考えた親にすぎ、やっぱり負担が大きいと思うわけですよ。そいぎ、こんなはずじゃなかったて親が思うかもわからんですたいね。こがん負担のかかって思わんやっただ。

そこで、私が一番言いたかとは、中学校の入学時に、部活に対してかかる年間の経費と人的負担、金銭的負担、この情報はきちっと流して、親子話し合った上で部活を選んでいくのがベストじゃないかと思うわけですよ。織り込み済みで入っていくと。なら、入ったら、部活のほうの担当の人も助かると思うし、途中でやめんさったとか、そういうふうなことがないように最初から情報ば流しておくというのが一番いいかなと思うわけですよ。

考え方はいろいろありますよ。だけど、これはいろいろな考え方も、これに対しては何らおかしいとは私も思っていませんし、私は自分の考えを今さっき披露しましたけど、私は私なりの考えを持っております。でも、いずれにしましても、そういうふうな情報について、その情報の提供はできるのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

#### ○浦郷教育長〔登壇〕

ただいまお話がありましたとおりだと思います。部活動については、プラス面、マイナス面、多々あるわけでありますが、そのマイナス面の中に金銭的な負担であるとか、生徒輸送の負担ということも当然問題としてあるわけであります。中学校のほうを調査しましても、そういう課題、確かに回数等もかなり多くなっているという状況もございます。

ですから、今ちょうどお話にありましたように、入学の説明会、それから、5月連休明けぐらいに正式な入部かと思っておりますけれども、それまでの間に部活動の内容とか、あるいは応援していただくことはこういうことがあると、そのあたりは正式に伝わるように情報を説明

する機会を設けると、これは当然なことかというふうに思っております。そういう方向で指導したいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

教育長から当然なことだからというごたあ話をいただきましたけど、当然なことだったらもっと早く気づいてすべきだったと思えますし、いずれにしても、今そういうふうな方向で進めていただけるといふ答弁をいただきましたので、この件はこのぐらいにしておいて、次に2学期制ですね、学期制の統一についてお尋ねをしていきたいと思えますけれども、もう合併して2年半過ぎるわけですよ。それで、まだ2学期制、3学期制、武雄市内の小・中学校にはばらつきがあるわけですよ。まだ残っているのが、私の聞いたところでは、北方の小・中学校がまだ3学期制が残っているという話も聞いておりました。

いずれにしても、教育の均等という面から考えれば、同じ市内の学校なので、市立の学校なので、これはやっぱり統一する方向で進んでいただきたいと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

昨年度も御質問いただいたわけでありましたが、今年度から山内小・中学校3校が2学期制を実施しております。その昨年度の山内町での進め方を見ますと、学校とPTA、保護者の方が何回も協議を持たれて、本当にいいのかどうなのかということで検討がなされたようでございます。

北方小・中学校におきましても、昨年度もそうでありましたけれども、いろんな面から検討をいただいているというのは聞いております。同じ市内の学校として統一したがよいということもありますし、昨年も御紹介しましたけれども、やはりそういう形で市内でも、いや、自分のところはこれで挑戦してみようということで、3学期制を貫いている学校もほかにもあるわけでありまして。（発言する者あり）ほかの市にはですね、そういう形でやっているところもあるわけでありまして。

ただ、先ほど指導要領の関係でお話ししましたときに、24年度からは中学校は間違いなく年間100時間前後はふえるわけでありまして、授業時数の確保ということからいきますと、やはり2学期制のほうが確保できているというのが、これは数値として検証されてきたところでもあります。年間何十時間も使って、それも3学年積み重なれば何百時間になるというようなことであれば、やはり指導しないといけない部分が強くなってくるかなという気がいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

中学校は100時間ぐらいふえるから、そういう方向に行くだろうというふうなはっきりした答弁じゃなかったですけど、とりあえず統一をしてもらわんばいかんと思いますし、ちょっと資料を読ませてもらいますけれども、武雄市立小中学校の管理に関する規則というのがあります、その31条ですね。学期は、「学年を分けて、次の3学期とする」となっております。基本ですよ、3学期、とりあえずは。1学期が4月から始まって、2学期が9月から始まって、3学期が1月1日から始まると。それでその2に、「前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、様式第2号により教育委員会の承認を受け、別に学期を定めることができる」となっているわけですよ。

ということは、わかりやすく言うならば、この書類を出さんやったら、また3学期制に戻るわけですよ。2学期制のところはですよ。もしこれが統一できたら、やっぱりこの規約ば変えて、今の基本は3学期が基本になって、とりあえず前項にかかわらずということで2学期制をしよるわけでしょう。これは実は嬉野は、もう全部2学期制になっとうばってん、規約はこれと一緒にです。このままの規約にしちゃあわけです。じゃ、どういう弊害が生じるか。校長先生が毎年毎年出しよかんばいかん、申請書ば。煩わしかと思いますので、これはまあ、2学期制になって統一できた場合のことを考えたら、そのときは——そのときはですよ。そのときはどうされるんですか。これは変更されるんですか、統一されたときは。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

市内全校統一されたときには、管理規則の見直しは必要であろうと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

次に、庁舎内の服装についてお尋ねをしていきたいと思っております。

今現在、市で作成しているいろんな色のTシャツを見かけますけれども、職員が着ておられますけれども、何種類ぐらいあるんですか、あれ。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

Tシャツの種類と色でございますけれども、平成18年の夏、「佐賀のがばいばあちゃん」

のロケに合わせてのPRを含めて濃い黄色、平成19年の春にレモングラス係の新設、今後のレモングラスのPRというようなことを考えまして、薄い黄色と白のTシャツ、それから、19年夏に「はだしのゲン」のロケがございまして、それに合わせて青のTシャツ、それから19年秋、TAIZO展、これのPR等を加味しまして黒と白のTシャツ、4種類5色のTシャツがございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

4種類5色ですね。赤てろ、黄てろ、青てろ、いろいろあるわけですよ。黒てろ、白てろ。で、もう私はTシャツば着んさあとは大いに結構なんです。よかにゃと思うわけでも、どうせ着るなら日にちば決めて統一して、きょうは青ば着ろうとか、きょうは黒ば着ろうとか、そっちのほうがよくばどよかつじゃなかね。もう黄レンジャーじゃなかばってん、青レンジャーじゃなかばってんさい、ゴレンジャーじゃなかとやけんですよ、私はそう感じるわけですよ。もうばらばらに、人も言いよんさあですもんね。役所に行ったらいろいろ着とんさあもんねて。ばらばらしとると。で、こういうふうなばらばらじゃ、やっぱり打って一丸となって市役所は頑張りよるといふふうに見えんわけですよ。どうせするなら、やっぱり日にちを決めてですよ、ばらばらにしたっちゃだめですよ、本当に。やっぱりTシャツを着用するのであれば、日にちを決めて、きょうはこの色ば着ろうとかですよ、そうすることによって統一感が出るし、アピール効果だつてあると思うわけですよ。どうせつくつたらですよ。そういうことはできないですか。市長、どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに統一感があったほうがアピールというふうになるわけですね。だけど、それを強制できるのか。私の場合、すぐトップダウンとか、いろいろ何とかダウンと言わるっけんですね、それはやっぱり職員にまず聞いてみたいと思います。聞いてみた上で、やっぱり統一感を持って、例えば、月曜日は黄いなかとかがよかと、火曜日は青がよかということになつぎ、それはそれで従っていきたいというふうに思っていますので、まず、ちょっと職員の皆さんに意見ば聞いてよかでしょうか。

〔20番「いいですよ、聞いてください」〕

はい。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

次に、競輪事業についてお尋ねをしていきたいと思いますが、これはサテライト武雄の駐車場の管理についてでございますけれども、実は、これは競輪があつていないときです、あそこを見たら、閉まったり、閉まったりするわけですよ。ばらつきのあるわけですね。それで、これはこれをつくる折に確認書が結ばれているわけですね。これは小楠区と周辺農地関係者と結ばれて、その3番の中に、「サテライト武雄の駐車場の出入り口は、夜間は侵入できないように施錠等で侵入対策を行う」ということになっておるわけですよ。

で、私は、昼のことを今ちょっと指摘したんですけど、こういうふうなあその駐車場の管理はどうなっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

ただいまの駐車場の管理の問題ですけれども、先ほど話があつたように、夜間は地域住民の方との確認書により、入り口をチェーンにおいて施錠を行っております。また、基本的には昼間は開錠しておりますけれども、施錠したままの日があるということで、そこら辺徹底していませんでしたので、今後は夜間は施錠をし、昼間は開錠をするということで統一していきたいと思つています。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

実は、ある看板を見かけたわけですね。これは物産館さんの看板ですね。（写真を示す）それで、これは「満車の時は第2駐車場へどうぞ」と。サテライトのほうからも写したんですよ。いいですか。これは8月26日、競輪があつていたとき写したんですよ。ここでいう第2駐車場はどこを指すんですか。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

直接競輪の看板ではございませんので、正確にはわかりませんが、移転前の状況から考えますと、現在のサテライトを指すのではないかと思います。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

今、答弁いただきましたけど、私も証拠はつかみました。証拠をつかむて、おかしかですね。これを見てください。この写真。（写真を示す）ここに「サテライト武雄、裏の方へ移

転しました」と書いてあるんです。第2駐車場です。ということは、第2駐車場がサテライトのことなんです。そうでしょう。そう思いますけれども、じゃ、満車のときはサテライトにとめてくださいということでしょう。おかしいじゃないですか。そもそもサテライトの移転の理由は何だったんですか。すみ分けでしょう。すみ分けですよ、たしか。これは議事録があります。読んでみませんか。

これは平成18年12月議会の議員の質疑に対しての答弁の中ですよ。そのときの松尾経済部長ですね。「駐車場で事故が起こっております」、これは駐車場内というのは、前、併設した駐車場のことですよ。前の駐車場ですよ。「そういうことで、物産館のお客様、それから競輪のお客様、混在をしておりますので、これはすみ分けをしたいと、そして安全を図りたいと思っております」と。すみ分けでしょう。違いますか。すみ分けするんでしょう。ということは、安全対策、すみ分け。根拠がなくすじゃないですか、こういうのがあったら。せつかくそういう理由で分けたんでしょう。そこにとめてもらったら、根拠をなくすじゃないですか。この不適切な看板撤去の件、どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

今の話ですね、事前にお話を伺い指摘を受けましたので、適切な対応について申し入れを行いました。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

もうこれはサテライトが移転して1年たつわけですね。1年間、見て見ぬふりしよったわけでしょう。結果的にはですよ。行政不作為じゃないですか。でしょう。せつかく立派なサテライトをつくった。ケチのついてどがんすっですか。そうでしょう。

次に、物産館裏にある競輪で借りている駐車場についてお尋ねしていきたいと思います。

これですね。（写真を示す）この写真、わかりますか。これですね、執行部の人、見てくださいね。いいですか。ここは必要だったのかなと思うわけですよ。それは移転のときのずっとお話を聞いたら、今、23台の駐車スペースがありますが、狭いから50台のあっちに移りますよと。そのときはこれは入っていないんですよ。これは私から言わせれば必要ないと思うわけですよ。何で借り続けているんですか。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

物産館裏の駐車場につきましては、オープン時に来場者の動向や混雑の状況を見きわめる

必要があったということと、また、一番大きな問題ですけれども、地主さんとの契約が平成18年4月から21年3月までの3年間となっているため、本年度についても契約を継続いたしました。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

もう一回この写真ですね。（写真を示す）いいですか。ここに何か書いてあるですね、お願い。これは何て書いてありますか。お願い、持ってきました。「お願い この敷地は、武雄市がサテライト武雄へ来ていただくお客様のために駐車場として借用しているものです。近隣の住民の方が個人専用駐車場として使用されますと、お客様に大変ご迷惑をおかけします。サテライト武雄ご利用以外の方の駐車は御遠慮ください。たけお競輪」と書いてありますよ。でしょう。この駐車場の今のところですね。（写真を示す）

それで、ここにトラックが1台とまっとうですもんね。トラック、わかりますか。このトラックですね、わかりますか。〇〇〇〇食品ですね。これは物産館と経営は一緒のところですよ。一緒のところのトラックですよ。その関係者がたくさんとめていますよ。証拠がないから、これが一番わかりやすいです。〇〇〇〇食品です。これはもともと市の土地だったら、私はそういうこともあるだろうと。あいている土地だったら相互利用していいでしょう。私は思いますよ。でも、これは借りているんですよ。幾らで借りているんですか。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

借り賃といたしまして、年間約30万円でございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

じゃ、30万円くらいと一緒じゃなかですか。錢ば30万円どうぞで、くらいと一緒でしょうもん。便宜供与で言われるっですよ、便宜供与で。そがんことだったら。便宜供与で言われますよ。

それで、私は土地の賃貸契約書、ちょっとこれを読ませてもらいますけど、賃貸契約書ですね、この7条の中ですよ。転貸し等の禁止で書いてあるですよ、7条。乙、甲と書いて、乙は武雄市ですね。甲は地主さんです。ということは、甲は乙のということは、武雄市は地主さんの承諾を得ないで、この契約により賃借した土地の一部または全部について、その権利を第三者に譲渡し、または転売してはならないとあるわけですよ。ということは、承諾を得ないでということは、承諾を得ればですよ——普通は私はこういう屁理屈のような、変則

的なことは言わんですよ。でも、今のサテライトは地主さんがおって、武雄市が借り主さんで、又貸しして物産館は借りているんでしょう。じゃ、借りた人が又貸しのあっせんしてもおかしくないじゃないですか。何で又貸しのあっせんしなかったんですか。努力しなかったんですか。転貸しの努力。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

先ほど申しあげましたように、契約期間が21年3月までの3年間ということになっておりましたので、協議の申し入れを行っておりません。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

私の指摘も、変則的なことをせろというのがちょっとおかしいですけど、この経過が、そういう又貸しがわかった武雄市だから、又貸しのあっせんをしても何もおかしゅうなかにゃと思ってこういう話をしたんですけどね。いずれにしてもあと3年ということで、来年の3月にはこれは切れると思うですよ。ここはぴしっと整理して、やっぱりしていただきたいと思うわけです。その辺、どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

林競輪課長。

○林競輪課長〔登壇〕

今御指摘のように、1年経過をしております。そういうことで、駐車場の利用状況等も把握できました。そういう中で、今後、地主さんと協議を行い、利用実態に合わせた契約に見直していきたいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

とにかく競輪は、やっぱり赤字でも続けていくという大きな方針を持っておられますので、赤字にならんごと、節約は節約として進めていただきたいと思うわけですよ。もうこれ以上は言いません。

次、新幹線についてのお尋ねをしていきたいと思えます。

まず初めに、新幹線関係ということで、西浦のガードですね。武雄町の西浦のガードはまだ直つとらん——直つとらんというか、取れとらんとですよ。これ、いつごろ取れますか。どがんですか、その辺は。

○議長（杉原豊喜君）



松尾まちづくり部長

**○松尾まちづくり部長〔登壇〕**

議員御指摘の西浦のガードですが、このガードにつきましては、工事を上部工と下部工に分けて発注するという計画になっております。それで、上部工につきましては、今、契約がやっと済んだということで、3月1日までの契約になっております。ただ、上部工といいますが、鉄道高架の事業でしていますが、鉄道高架の中に上部工というのは14カ所あるわけですね。それで、この西浦ガードをまず先にしてくださいということでお願いしております。それで、JRのほうとの協議の結果は、9月いっぱいには完了するというふう聞いております。

**○議長（杉原豊喜君）**

20番松尾初秋議員

**○20番（松尾初秋君）〔登壇〕**

これも要するに高架をつくったときの理由が、やっぱり南北の交通がよくなることです。あそこは残されています。あれ、本当急いでいただきたいと思います。今答弁いただきましたけれども、よろしく願います。

次に、質問としまして、これは新幹線関係になるんですけども、実は、これは資料をいただきましたけれども、佐賀県鉄道建設期成会に要望している件ですね。本年の6月6日にそこに要望して、要望事項として、さらなるスピードアップをという項目なんです。実は、次の資料を、これも要望の提出議案ということで、九州市長会に提出議案ということで、佐賀県の市長会に提出した、本年の7月30日付です。で、武雄市から出た分ですけども、議題名は九州新幹線西九州ルート of 予算確保と安全性の確保についてという、要するに議案名ですよ。内容は趣旨説明のところ、「当ルートについては、新鳥栖－武雄温泉間は在来線を利用するとなっておりますが、特にこの肥前山口－武雄温泉間は単線となっております。新幹線が通ることにより本線も増加することで、安全対策にかかわる不安も高まっております。西九州ルートの利便性をさらに向上させるため、安全性の確保とあわせて高速化を図っていただくことをあわせて要望します。」と。要は、高速化を図ってくださいということがあるんですね、この文の中にですよ。

質問としてお尋ねをしたいんですけども、この安全性の確保とあわせて高速化ですね、この高速化は高架のことを指すのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

大田副市長

**○大田副市長〔登壇〕**

お答えいたします。

これまで30年来、九州新幹線西九州ルートの着工に全力を挙げてまいりました。御承知の

とおり、着工が実現したわけでございますけれども、今後は武雄から佐賀方面の整備について強く要望していきたいと思っております。その中には、武雄から鳥栖までの複線化を強く要請しているところでございますが、あわせて、先ほど議員からも質問にありましたように、在来線の安全性の確保、高速化についても要求しているところでございます。

〔20番「高速化は高架ば指すとかさ」〕

それで、高速化については、議員の指摘のとおり、高架化も念頭に入れて要望しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

念頭に入れてというのが、ちょっとわかりにくかごたる答弁やったばってんですよ、はっきり言うてくださいよ。高速化でしょうもん。ある資料には、そがんとちょっと書いていますよ。ちょっと目かからんですね。高架化によるスピードアップを講じることとかなんか、これは再度、ちょっと御紹介しました整備を必要とする理由の中で、これは鉄道建設期成会に出した書類の中にちょっと載っています。恐らく念頭に入れたとか、役所言葉はよかどですよ。何も役所言葉を聞いて、だれも喜ばんで。市民にわかりやすかごと教えてくださいよ。

もうよか、わかりました。というのは、私はいずれにしても、この新幹線が通って、みんながよならんばいかんで、こう思うとうわけですよ、はっきり言うて。やっぱりこういうふうなですよ、これは前も一回、質問の中で指摘いたしましたけど、新幹線が原因で交通渋滞になったとか、そういうのが絶対あったらいかんわけですよ。踏切の渋滞解消とかは、やっぱり高架化しかないと私も考えております。

いずれにいたしましても、そう思っておりますけど、知事答弁がここにあるわけですよ。これは平成20年6月、ほんなこの前の県議会ですよ。石倉県議さんの質問に対して知事の答弁の中で、「次に、肥前山口ー武雄温泉間の高架化についてでございます」ということで、「議員御指摘がありますように、確かに高架化をいたしますと、踏切もなくなりますし、列車の安全性や道路の利便性が増すことも事実でございます。しかしながら、多くの費用負担、事業費が発生することもまた事実でございます。私どもとしましては、肥前山口ー武雄温泉間は、現在の線路の横に新しい線路を敷設する、いわゆる単純腹づけで複線化することとしておりまして、高架化することは考えておりません」と。高架化することは考えておりませんと。

で、質問としてこういうふうな、今さっき2回ぐらいの要望活動しんさったばってんですよ、私はこの知事の考えにめげずに、変えるような意識を持って、やっぱり高架化実現のために国土交通省とか、国会議員さんでもいいですよ。要望活動を続けていただきたいと思うわけですよ。前の新幹線のときは一生懸命したでしょうが。今からが本番ですよ。今から

が武雄市民の人が踏切とかで困らんように、今からが仕事ばすつとこだと思うわけです。今からが大事だと。そういうふうな要望活動について、しっかりしていただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

私も知事の答弁を聞いて、が一んてきました。少なくとも私が自民党の新幹線等整備調査会、あるいは国交省から話に聞いたとうとは大分違ったわけですね。恐らく知事がお話をされたのは、県費の話をされたと思うんですね。県でこれを、全体で3,000億円から4,000億円かかると言われています。鳥栖まで含めてですね、かかると言われている。これはさすがに県で負担するのは無理だと。しかしながら、これを新幹線の整備特会の中でやると、これは久間衆議院議員もいろんな公式の場でおっしゃっている話でありますので、これは先ほど議員がおっしゃったように国の仕事だというふうに思っておりますので、県とか市の仕事じゃなくして、国の仕事だと思っておりますので、これも馬渡商工会議所会頭と私と先頭に立って国に申し上げていこうと思っております。これは知事も理解を示していただけるものと考えております。

**○議長（杉原豊喜君）**

20番松尾初秋議員

**○20番（松尾初秋君）〔登壇〕**

新幹線のほうでしたら、恐らく起債ぐらいで済むと思うわけです、県の費用もですよ。ただ、何もかからんということは恐らくないですもんね、高架化にするときはですよ。その辺を市長初め武雄の有志の方でしっかり運動をしていって、知事の考えを変えていくようにですよ、今からが勝負ですよ、今からが勝負。よろしくをお願いします。

次に、大町町との合併についてお尋ねをしていきたいと思いますが、経過をですよ、資料をいただきましたので、ちょっと読み上げたいと思いますが、平成19年11月13日に大町町より協議の申し入れがあつておるわけですね。それで、平成20年3月5日に武雄市長、武雄市議会議長、大町町長、大町町議会議長での話し合いですね。それで、20年5月1日に協議方向などについて打ち合わせがあつておって、また7月24日にも協議方向について打ち合わせがあつておると思っておりますけれども、自分の考えを言わせてもらいますと、私はこの申し入れですよ、これは大事にしていかなばいかなと思うわけですよ。せつかく武雄とさせてくださいというのをですよ、それはやっぱり大事にしていってほしいと思うわけです。

ただ言いたいのは、市民が今合併についてどう思っているか。もうやーとうですもんね。これは事実です。もうよかつたろうと。もう飽きとうですね。やーとうて言うたらいかんですね。飽きていますよ。これも事実です。私はいずれにしても、今、さきの合併のときの未

調整の部分がまだ残っているですね。あれを済ませてから進めてほしかと思うわけですよ、少なくともですよ。こればそのままして、次にどんどん入っちゃいかんと思うわけです。いっちょいっちょさばかしていかんぎですよ。私はそういうふうに思いますけれども、いずれにしても質問として、調整というか、あれはどのぐらい残っていますか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

合併時における未調整事項でございますが、合併協定事項の中で45項目ございましたが、30項目が済みまして15項目が残っております。進捗率が66%でございます。その他、補助金関係の調整事項が27項目ございまして、残っているのが6項目、77%の進捗状況。公共的団体の統合に関しましては、27団体ございまして、23団体が済みしております。85%の進捗状況でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

今、未調整事項のとを数字的に教えていただきましたけど、大体もう平成の合併のときはよかごと話し合ったですもんね。負担は軽く、サービスは高く、いい話で私たちは国から踊らされとったという面があるわけですよ、はっきり言うて。よくよく考えて見らんですか。負担は低く、そがんとあるわけなかですもんね。もうみんな惑わかされとったわけですよ、そのときは。ぱーっと夢のようにですよ。それが事実です。夢見心地やったわけですよ。

質問として、大町との合併については急がずに、とにかくさきの合併のときの未調整事項を調整後に具体的な協議に入っていくべきだと私は考えます。この点についてですよ、質問を要約すると慎重に進めろということですけど、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

平成22年度には、1市2町での未調整事項、先ほど申し上げた未調整事項はおおむね調整ができそうであります。これと並行して大町町から熱烈なラブコールがあります。したがって、これは並行して現況調査を進めながら、合併に向けて調査検討をしていきたいと、このように考えておりますので、議員とハート、考えは全く一緒であります。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

## ○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

次に、市民病院についてお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、さきの質問ですね、江原議員の質問の中で、池友会さんの元理事長の蒲池さんですか、そのことのいろんなお話がありましたけど、私は人間やっぱいろいろ失敗もあるし、私自身もいろいろ言われております。私も若いときは不良もやっていましたし、何か悪かぎ、ああ、初秋やろう、あいが悪かやろうというふうに、私ははっきり言われておりました。でも、私はそういうことを糧にして、傷を、瑕疵を、そういうのをやっぱ重荷と思ってずっと進んでいかんばいかんと私も思いますし、ある意味、そういうところが次の失敗、失敗は成功のもとともいいますので、やっぱそういうことはあっても、そういうのを生かして、今後いいほうに進めばいいと思っておりますし、これは私が自分の気持ちをちょっと言うたんですけれども、いずれにしても質問に入っていきたいと思っておりますけれども、8月11日から救急が再開したと。私は一市民としてうれしく、心強く感じております。民間移譲を前提にした民間からの医師の派遣について、私は賛成をしました。救急が再開したという意味では、私は正しい判断をしたなと思っております。ただし、この市民病院は緊急ができないような医師不足になった。その原因は、私は市長にあると思っております。このごたごたの責任は市長にあると。

それでお尋ねをしていきたいんですけれども、その前に、私は改革には痛みが伴うんだなというのわかります。ただ、痛みはない改革のほうが一番よかですもんね。じゃ、今、痛みを考えたら、この4カ月ぐらい救急ができなかった。その痛みはあったと思っております。そこで私は質問として、医師不足になった原因、市長、あなたにあると思っております。素直に認めていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

## ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

確かに、私が在任しているときに減ったといったことについては、それは認めております。しかし、これは答弁させてほしいんですけれども、一言であるかないかではなくして、私はやめたお医者さんともお話をしました。そういったときに、やはり考え方がそぐわなかったと。私は今後、民間となって、民間活力を生かしながら、こういう市民医療をしていきたいと。ただし、お医者さんは結構ばらばらでした、考え方は。それにそぐわない、あるいは、もうこういう市長のもとでは仕事したくないといったことでやめられたというのは事実でありますので、それは考え方の相違があったというふうには私は理解しております。一言で責任があったとかなかったとか、単純化して申し上げるような話ではないと私は思っておりますので、そこはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、医者が減って、今後、私がしなきゃいけない仕事というのは、池友会の力をかりて十分な医療を提供すること、これは私の責任だと思っておりますので、これはきっちり責任

を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

市長もるる言われましたけど、答えは簡単かですもんね。やめた者に聞けばすぐわかって、何が原因やったですか。これは簡単かですよね。市長、私は追及はしないので、認めるところは本当に認めていただいて、この地区にはいい医療を構築していただきたいと思ひ、それについて私もできる範囲でお手伝いもしていこうかなとは思っております。

そこで、質問として差額ベッドについてお尋ねしていきたいと思ひますけど、移譲後、全部屋が差額ベッドだらけになると。全部が差額ベッドになるという話がちまたに風評として広がっておるわけですね。全部お金をやらんば入られんごとなあばいと。それで、私もそれなりに調べまして、実は話をしますけれども、医科診療報酬点数表というのがありまして、特別の医療環境の提供に係る事項ということですね。これは恐らく特室の話だと思ひますけれども、特別の療養環境に係る1つの病室の病床数は4床以下でなければならないということが、まず1点ですね。それは、さきの議会でもですよ、さきさきぐらいかわかりませんが、和白病院に行ったら4人部屋でも錢ば取られたばいと、取りよんさったばいとというのは、これは私も今回初めてわかったんですけれども、4人部屋まで取らるつとですね。私は、私の今までの考えから——考えというが、自分の考えからいけば、個室しか取られんと思ひたわけです。でも、この基準からいけば取れるわけですね。これが1点わかります。

次に、特別医療に係る病床数は、当該医療保健機関に有する病床——わかりにくかですね。全部の病床のうちの5割以下でなければならないとするとなっておるわけですね。ということは、特別室は5割までしかとられんわけですよ。とられんというか、つくられんわけですよ。比率の話をしているんですよ、比率を。5割までしかつくられんわけですよ。

そして、この3にですよ、2の規定にかかわらずということで、特別に医療、健康に係る病床数は、医療法第4条の2の1項に規定する特定機能病院以外の保健医療機関では、国が開設するものについては当該保健医療機関に有する病床数は2割以下とすると。国の病院は2割までしかつくられんですよと。100床あったら20床までしかつくられんですよということをやとうちゃつとですよ。地方公共団体が開設するものについては、当該保健の医療機関に有する病床数の3割以下でなければならない。100あったら30までしかつくられんですよ。ということは、今の市民病院は地方公共団体が開設している病院ですよ。これは3割までです。こういう解釈ですね。要するに民間は5割以下、地方公共団体は3割以下、国は2割以下、これは間違いはないですか。まず、お尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

間違ございません。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

ということは、これは移譲後の話になると思いますけれども、今から交渉だと思えますけれども、この基準でいけば5割までできるわけ、民間になったらですよ。やっぱり武雄市民病院を継承する病院なので、5割といわずに4割ぐらいに抑えて、とどめていただくようお願いを今から交渉していただきたいと思うわけです、移譲に関してはですよ。全部しちやいかんですよと。市民病院を継承する新しい民間の病院なんですよ。

質問ば要約していくぎ、お金がない人でも入院をしやすいように枠ばですよ、少しでも枠ば広げていく努力をしてほしいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

おっしゃるとおりだと思います。ちなみに、武雄の今回の移譲後の新しい武雄市民病院と似ている新行橋病院のデータだけ申し上げたいと思います。

新行橋病院は、総病床数246ございます。そのうち差額ベッド数は77床でありまして、占める割合は31.3%になっておりますので、これが一つの基準になるというふうに思っております。議員御指摘のとおり、この比率がなるべく下がるように、私自身も努力していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

やっぱり市民はその辺が不安なので、少しでも枠ば広げてですよ、今言いよんさあとは新行橋病院を一つの例にして、しっかり交渉ばして行って、やっぱり市民病院を継承する病院だということを頭に入れながら、よろしく願いしておきたいと思えます、その点はですよ。

それで、そもそもこの市民病院というのは急性期の病院ですもんね。このことで、18年度一般病床で18.1ですね。もうこれは急性期、今の市民病院、もともとの市民病院は急性期の病院だと。その中で終末医療、みとりについて自分で考えたわけですね。それは、そういうとき、どういう中でみとりができる、終末医療ができると考えるなら、急性期で入院した患者さんがそのまま亡くなると。これが1点です。次は、急性期で入院されて、症状が固定されたら、慢性期に移ったら、よその他の病院とか、そういうような施設等に転院をしていた

だくとですよ。その後、また症状が、それはいつ、1年後とか、どのくらいになるかわかりません、仮定の話ですから。で、症状が悪化して、これを急性増悪という言葉らしいですね。そういう状態になったと。急にまた悪化したと。そういう状態になって市民病院に転院されて、そこでそのまま亡くなると。そういうパターンだと思うわけですよ。そういうパターンだと思います。要するに、急性期の病院の中で亡くなっていく、みとりをしていく。結構武雄市民の人も武雄市民病院で亡くなったという話も聞いておりますけれども、そういうパターンだと思うわけです。だから、もともとの市民病院は、急性期になったら入院して、慢性期だったら移転、どこじゃいよその病院に移ってくださいというお願いをしていたと思うんですよ。肩たたきと言うたらいけないですけど、その辺の確認、していたでしょう。どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

議員御質問のとおりで、慢性期については施設なり、診療所なりを紹介しておりました。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

ということは、急性期の病院という意味で考えたら、移譲後の病院も何ら変わらん病院ですよ。何ら変わらん病院です、そういう意味で考えたらですよ。変わらんと私は思います。わかりやすい話はですよ、武雄郵便局が民営化されました。郵便局はあるじゃなかですか。わかりやすい話ですよ。郵便局の場合、サービスもよくなったですもんね。ちょっと会うても会釈しんさあですもん、こんにちはちゆうてから。何も知らん者ばってん、郵便局の人がですよ。物すごくその辺はよくなったというふうに私自身は思っております。

次に、新聞記事をちょっと御紹介していきたいと思いますけれども、これは本当にこのごろの新聞で、9月5日の佐賀新聞ですね。「武雄市民病院、公費投入は限定的」と。「樋渡市長、災害など救急事態に」ということで、「武雄市の樋渡啓祐市長は4日、武雄市民病院の経営移譲後の公費投入について「災害発生時など緊急避難的な場合に限定する」とし、通常時の赤字補てんなど直接経営に投入する考えはないことを示した」と。「樋渡市長は公費投入が必要なケースとして、地震など災害発生時の傷病者への対応に加え、新型インフルエンザが流行した場合の機材購入などを想定していると指摘。その上で「（公費投入は）予期できない事態が起こった際の限定的措置」という話でございました。

私は、ここで質問したいのは、こういう緊急事態があったときに、市内の全医療機関も対象にせんぎ兼ね合いがとれんと思うわけです。新しく市民病院から移譲された病院だけをそういうふうな扱いにするというのは、兼ね合い的にとれないと思いますけれども、いずれに



しても質問としては全部に、全医療機関を対象にしてほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的に災害が起きたときは、災害関係の法律で救急避難病院の指定がなされることがあります。この場合、当該武雄市においては、恐らく、これは頭の体操でありますけれども、武雄市民病院がそれに指定をされると、あるいは指定をするということに相なりますので、これを念頭に置いて、私は先ほどあった地震であるとか、新型インフルエンザという想定をしたところであります。

もとより、厚生労働省、総務省と相談をして、いや、これを全地域に広げなさい、あるいは県の指導により広げなさいといったことであれば、それはもちろん広げていく所存でありますので、議員の考え方と一緒にするというふうに御答弁申し上げます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

基本は指定したところに出すということですね。じゃ、指定したところがあられれば、市内でそういう指定したところがあられれば、この新しく継承する市民病院から移行した病院と変わらずに払うというふうな答弁だったと思いますよね。なんやったら——何やったかな、厚生労働省やったかな、どこやったかな。そこが何か言われたら、全部にも払ってもいいというごたあ話ですね。——はい。

次に、この市民病院について、新しく病院ができた、固定資産税等々を聞いていきたいと思いますけれども、実はこの資料は市民公開説明会の際の池友会の資料ですよ。新武雄病院（仮称）予想図ということで、34号線に近いアクセスのよい場所を予定していると。8階建てだと。1万7,000平米、約5,200坪ですよ。私は今、古い病院のほう——古い病院で、今の病院のほうを確かにあの、何ですかね、この前の話では要するに無償で貸与してもいいとか、いろいろそういうのがあったんですけどね、逆に私は入ってくる分もあるんじゃないかなと思うわけですよ。そこで、こういうのができたとき、土地、建物に対する固定資産税の税収というのは、武雄市にどのくらい入ってくる見込みなのか、その辺についてお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

さっきプレゼンで示されておりました国道34号線沿い、通常東部地区というところを想定して、税率1.55%ということで想定しましてしてみますと、土地については、現在農地として課税されている税額が1,000平米当たり約2,185円程度ではないかというふうに思っています。病院建設用地としては、議員おっしゃいましたようにプレゼンでも1万7,000平米程度予定されているということでございましたので、これを参考にしますと、農地としては3万7,000円程度となりますので、宅地に地目変更されることによりまして、税額が1,000平米当たり32万5,000円で、全体で約552万5,000円程度になるのではないかなというふうに思いますので、約548万円程度の土地固定資産税で、土地代として増収が見込まれると。

それから、家屋償却資産につきましては、現在予定されております同じような規模の病院といたしまして、行橋市の病院を事例で申し上げますと、家屋で2,560万円程度、それから償却資産、これは現在、非常にリースというのが多いようでございまして、ここは約66万円程度の税になっております。

そういうことで、土地、建物償却資産で約3,100万円から3,200万円程度の増収という見込みが立てられるんじゃないかなと思います。

以上でございます。（発言する者あり）これは年間でございます。あと、このほかに法人市民税とか、住民税、国保等も……

〔20番「よかよか」〕

予想ではあろうかと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で20番松尾初秋議員の質問を終了させていただきます。

次に、27番高木議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

私は今回、3つの点について質問通告をいたしております。最初は、市民の命を守る、支えるという観点から、医療、介護福祉の現状について質問をいたします。次に、命をつなぐということで、特に市の経済について質問したいと思います。最後に、教育の観点について質問をいたします。

最初の1点目の医療の問題につきましては、きょう、牟田議員、それから、ただいま松尾初秋議員も質問されました。全く重複をするということがあるんでありますけれども、私は

私なりの観点から、この点について医療と、それから介護福祉の問題について質問をしてみたいと思います。

まず最初に、ぜひこの壇に立ちまして、皆さんの前で発言をしたかったのが1つあります。それは、今の市民病院問題について、非常に残念な思いをしております。それはなぜかといいますと、事私ども武雄市のこの議会の中でいろんな議論を積み重ねてきたことが、全くその意に反して違うような方向で市民の中に、あるいは市外に情報として流されているということがあるからであります。

私は、そういう面ではその人の置かれている立場や、あるいは状況、環境によって、1つの物事に対してさまざまな見解がある、このことについては十分承知をしております。しかし、その見解についてお互いの認識が違ったとしても議論をしてきた、そのことはきちっと踏まえなければならないというふうに思うわけであります。ましてや市政の問題であれば、議会での議論というのを責任を持ってすべきであるというふうに思っております。

そういう中で、私も今回、牟田議員も取り上げられましたけれども、市民病院問題対策室広報部なる団体が発行したチラシ、市民に配布をされております。このことについて、まず取り上げたいと思っております。

私はこのチラシを見まして、大変よく考えられたチラシだというふうに感心をいたしております。それは、感心をしたというのは何かというと、これが極めて意図的に事実誤認を誘導するという、そういう内容であったからであります。チラシとしては非常にインパクトのあるものでありますけれども、その内容は、やはり大きな問題があるのではないかというふうに思っております。

まず第1問の、具体的に申しますと、和白病院に移譲されると、医療費、患者負担が大幅に高くなると聞きますがということで、質問をされておりますが、答えは市民病院の約2倍の1日1万6,000円になりそうですというふうに書いてあります。さらに説明して、福岡和白病院は1日当たりの入院費、平均5万4,000円、通院費1万5,000円程度と紹介し、市民病院の2倍だと指摘をしております。さらに、差額ベッドは1日当たり5,000円、8,000円の病室が中心で、市民が経済的理由で利用できないと結ばれております。

差額ベッドにつきましては、先ほど松尾初秋議員のほうから発言がありました。民間病院については、総ベッド数の5割以下であると。国の経営する病院につきましては2割以下、そして、私ども市民病院含め公的な病院につきましては3割以下ということであります。ですから、この差額ベッドの問題については、確かに差額ベッドそのものは存在しても、すべてが差額ベッドになるということはありません。これは事実関係でありますので、その点については改めて反論する必要はないだろうというふうに思うわけであります。

それでは、最初の1点目の問題であります。じゃ、なぜ和白関連病院の1日当たりの入院費が5万4,000円になるのかということであります。これはプレゼンテーションの中で和白

のほうの資料として提出をされている、発言をされているということでもありますので、これについては間違いない数字だというふうに思うんです。ところが、それと市民病院と患者負担というのを同列で比較をするというのは明らかに間違いであろうと。

といいますのは、市民病院であろうが、あるいは和白病院であろうが、あるいは佐賀大学の附属病院でありましょうが、県立の好生館病院でありましょうが、同じような医療行為であれば、実は同じ料金であります。規模の大小は多少、看護師の配置状況等によって数字は変わってきますが、基本的には同じ診療行為であれば、同じ額なんです。これは厚生労働省が決めた診療報酬に基づいて計算をしています。ですから、同じ診療行為であって、こちらが高く、こちらが低いということがあれば、こちらの高いほうの部分は極めて不正なことが行われているということでもあります。

診療報酬でありますので、レセプトの点検等々が支払い報酬の基金その他でチェックをされておりますし、武雄市も国民健康保険の分についてはレセプト点検をしております。適切な請求であるのかどうか。もちろん、その前に国保連合会ですかね、あそこで審査をされて、またそれが来るわけでありますので、全く間違えないということではありませんので、やはり1,000万円弱ぐらいですね、幾らぐらいでしょうか、今は。ちょっと数字はわかりませんが、そういう分も実際、過誤として出てきているのは事実であります。

しかし、これほど基礎的な5万4,000円という数字を、武雄市の倍であるという数字ではないわけであります。では、なぜ1日当たりの医療費が違うのか。それは患者に提供される医療行為が違うからであります。高度な検査と高度な手術により治療すれば、当然診療報酬の点数は高くなるわけであります。これは前にも申し上げたかもしれませんが、実は読売新聞に医療関係の連載記事がずっと、病院関係の医療関係の分が出されております。その中に各病院の、こういう事実についてはこれくらいの実績がありますということがアンケートによって数字が出されております。それを紹介します。

1つ、脳腫瘍摘出ということがありまして、これは和白病院です。総件数60件というものがありました。同じ手術の内容によって、佐賀大学医学部附属病院は30件。脳動脈瘤、和白病院では総件数が22件、佐賀大学医学部附属病院は12件。心臓手術、和白病院は総件数が115件、佐賀大学医学部附属病院は175件、そして、嬉野医療センターというのが初めてここで出ておりましたけれども、106件あります。先ほど市長のほうからも答弁がありましたけれども、実は嬉野医療センターというのは、心臓のほうのかなりレベルの高い病院であるということがこれではっきりするというふうに思うわけであります。

私がこの数字を言っているのは何かというと、和白病院は佐賀大学医学部附属病院と同じぐらいのレベルの医療を提供しているということを言いたいんです。そういう高度な医療を提供すれば、当然手術も非常に難しいものがあるでしょうし、例えば、脳腫瘍の摘出とか、動脈瘤の手術であるとか、心臓の手術というのは非常に高度な技術を要するわけであります

ので、そういう部分については当然医療報酬の点数が高くなる。ですから、武雄市民病院と和白病院をそこで比較されていますが、逆に例えば、佐賀大学医学部附属病院と比較をしてほしいんです。佐賀大学医学部附属病院と同じぐらいの医療的なレベルであると、こちらも和白病院のほうがはるかに高いよということであれば、やはりそこに何らかの問題があるかもしれない。しかし、2次、実質的には1.5次のレベルの武雄市民病院と、こちらは3次救急を含めてしているところと同じにして、こちらが高いけん高いですよという論法は、私は通じないというふうに思うわけであります。

それともう1つ、市民病院にかからなくても、市民としての負担がふえる。これは牟田議員も指摘をされていました。そういうことが指摘をされております。市の集合徴収税が増税されるということは予想される。集合徴収税というのはありませんが、便宜的に集合徴収ということで、徴収の仕方を言っているわけであります。

具体的に何を言いたかったのかということをおいいますと、医療費がふえるイコールそれで国保の保険料が上がるという図式をされております。ここで皆さんの手元にも私が国保の担当者からいただいた資料の分があるというふうに思います。ぜひそれを見ていただきたいと思っております。

非常にわかりにくいことですが、まず、国保疾病分類別分析大分類ということで、平成18年5月と平成19年5月というのがあります。これは一月の間にどういう病気でしたかということであります。全く同じような傾向であります。1年間、同じような傾向はやはり武雄市の病院にあるということであります。

それともう1つ、国保医療費階級別分析というのがあります。平成20年8月6日に出していただいた分ではありますが、これは左側のほうが平成19年6月から平成20年5月分、つまり1年間の分の医療費の階層別の集計であります。右側が実は20年5月、ことしの5月、1カ月分の医療費の内容がっております。

まず、真ん中のほうの階級別の分析表を見ますと、2万円からずっとありまして、500万円以上という分がありますね。そういうことで見ますと、疾病の分類上は平成18年5月と19年5月、この1年間を見ると、大変大きな問題点が示されるというふうに思うんです。それは、この中で件数が一番多いのは1,787件の100万円から200万円、一月にですよ。100万円から200万円の——失礼しました。50万円から100万円というのが一番多くて1,787件、総額で11億7,913万5,550円というのがあります。一番高い、一番点数的にかかっているのは、実は500万円以上というのが1件あります。これは1件で601万10円という金額的には大変大きなものがあります。

私は、ここであるのは、先ほどのこちらのほうとほぼ同じようなものだろうと思うんですよ、1年たっても。武雄市民の皆さんが疾病にかかるもの、疾病構造というのはほぼ変わらないということが言えると思うんです。そういう中で、じゃ、武雄市民病院がこの、これ

は国保だけです。国民健康保険だけでこれだけの部分、あと社会保険とか、公務員共済とか、いろんな保険がありますね。それは別。市民の皆さんが一番かかっている国民健康保険だけ、これだけの数字があるんだよ。これだけの医療がどこで実施をされているかということでもあります。私は、武雄市内の病院ですべてこれらのことがされているというふうには思えないのであります。

それもちよっと数字をいただきましたので紹介をしたいと思いますが、実は平成16年、武雄市民病院がどういう手術をされたのかという件数をお聞きしました。平成16年を見ます。全手術件数が284件であります。内訳、外科157件、整形外科68件、脳神経外科8件、泌尿器科50件、内科1件、2万点ということですから20万円です。超える部分、手術は、胃の悪性腫瘍切除術14件、胆のう摘出術15件、腸切除術12件、乳房切除術3件、腎摘出術1件、骨折合術18件、人工髖骨頭置換術というのが2件、それからVPシャント2件、クリッピング1件、計68件であります。

そうすると、こちらのほうの先ほどの数字を見てもらいたいと思うんですけども、例えば、100万円以上の数字でも、約2,000件を超える月の支出がある。ところが、実際、武雄病院では手術と入院その他を含めましても100件未満であると。あとの部分は市外のところで、あるいは武雄市の別の病院で実際はされている。この辺は多分、担当者であれば、一体どこでそういうのがされているかが実際わかると思うんです。私は多分、関連的に言うと、県立病院であるとか、佐賀大学医学部附属病院とか、それから、心臓関係についてはほとんど嬉野のほうに行かれますので、そこら辺であると。私が聞いている範囲の中でも、実は横浜で手術をしましたということを聞いております。私の地区から横浜まで行って手術をされました。

私は、実はちょっと目が、非常に右と左の目の大きさが違います。といいますのは、私の右目の奥には定期的に物すごい激痛が走る、ちょっと変わった病気を持っております。この病気が群発性頭痛と言うんだそうですけれども、原因が実は余りよくわかっていない病気だそうです。四、五年に1回襲われるんですけれども。市民病院の脳外科の先生に聞いたら、ぜひ私のところに来なさいというふうに言われましたので、議会が終わったら、ぜひ相談に行こうかというふうに思っておりますけれども。そういう同じような症状の方はどこで手術をされたかという、高木さん、名古屋にいい先生がおるけん紹介してやると言われました。ですから、もし本当に治そうと思えば、そこに私も手術に行く。全国各地にであります。

そういうことを考えると、今、市外でいろんな医療行為をされている部分を、単純に武雄の市民病院で3次以下の部分については対応できると。専門的なところはやっぱりよそに行かなくちゃしょうがないでしょうけれども、そういうふうには思うんです。とすると、単に医療費がふえるとか、ふえないとかというのは、一切何の関係もないということは、ここではっきり明らかになるのではないかというふうに思っています。

ですから、私はこういう事実を抜きにしてチラシを作成して、あたかも市民病院、和臼病院が来れば、武雄市の医療体制に大きな問題点があるんだと。市民の皆さん、大きな不利益を受けますよというような内容のチラシを配布するということは、大変大きな問題であるというふうに思っております。そういう面では、非常に大きな問題が残るというふうに思います。

実はそれを見てですね……（発言する者あり）わかりました。質問します。

それでは、自分がそういう場になったときにどういう形で医療を受けたいのかということ、私は市民の皆さんにきちっと出すべきだというふうに思うわけでありまして。今回、救急医療が再開をしまして、私の地元であります川良区は救急車が非常に通るようになりました。大変うるさいということもありましょうが、しかし、私は命のサイレンが走っているというふうに思っております。ですから、その点については、やっぱり市民としてはお互いに我慢すべきところは我慢すべきであるというふうに思うわけでありまして。

そういう意味で、市長に対して再度確認をしたいのでありますけれども、こういうチラシが出てくる。市民の医療を逆に阻害するということについて、市長は大体どのように思っておられるのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

まず、チラシをつくれる分というのは、これは憲法上の表現の自由でありますので、これに対して私が何ら口を挟むものではございません。ただ、ちょっとやっぱりお願いをしたいのは、正確なデータ、そして正確な引用はぜひしていただきたいということでありまして。これは言い方は悪いかもしれませんが、例えば、お店の売り上げの何とかと違って、これは命に直結する問題であります。あるいは、本当に不安感をあおるようなことというのは、私は厳に慎むべきだと思っております。

多少話はずれますけれども、「ひげの隊長」の佐藤さんが来たときに、ある講演でこうおっしゃっていました。安全と命を政争政局にしてはならない。私は、それを重く私自身も受けとめております。したがって、私としては正確なデータに基づく正確なことを今後とも言っていこうと思っております。ですので、これは市民病院問題対策室広報部ということで出されておりますけれども、これは代表者の名前も実はありません。どなたがどういうふうに行っているかということも明らかにした上で、私は出すべきものだというふうに思っております。

そういった意味で、しっかりしたデータのもとで意見をきちんとおっしゃっていただくのは、それは大いに歓迎すべきだと思っておりますし、それによって市民の皆さんたちが自分の健康であるとか、自分の命とか考えるきっかけになるということは思っておりますので、

ぜひ同じデータを同じように使っていただければありがたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ちょっと古い話で、議事録ですけれども、「武雄市民病院は、武雄市民が安心して医療を任せられる、そういう病院を目指しているわけでございます。ただ、一般のいわゆる市にある医院、病院とも連携をとりながら、一般の病院、診療所、あるいは医院等は1ないし1.5次が中心になっておりますが、市民病院は2次医療を中心に持ってきまして、武雄市の市民が安心して医療を受けられると、そういうものを目指しております。特に緊急告知病院として24時間いつでも駆けつけられる、そして市民が安心して生活できると、そういうことをねらって今準備を進めているところでございます」。これは実は樋渡市長ではなくて、平成11年3月議会で私の質問に対して答えられた古庄前市長の発言であります。私はそういう面では、やはりこのことは、古庄市長も今の樋渡市長も全く変わりはないというふうに思うわけであります。その分については、ぜひ自信を持って進めていただきたいというふうに思います。

それから、具体的にただいまの国保その他のチラシについてであります。病院としては、あるいは国保でもいいんですが、これだけ間違っただけの内容の文を出されているということになれば、当然それについて武雄市として明確に、いや、違いますよということの具体的な内容の報告書を市民の皆さんに出すべきだというふうに思うんですけれども、こういう形で一方的に、何らかの形で、いや、違いますよと。そうすると、いつまでも間違っているのがあっても本当の事のように市民の皆さんは受け取られるんです。それは、つい先日も私は聞かれました。あれ、高くなると、高木君と。いや、そんなことはありませんと言うんですけれども、やはりそういうことが、何か悪いことは本当になるようにやっぱり思っているんですよ。ですから、いや、それこそは違うんだということを市は国民健康保険税をいただいている皆さんにはちゃんと報告すべきだというふうに思うわけであります。ぜひこれについては検討していただきたいと思います。

次のほうに移ります。私は、地方自治の責任は何だろうかというふうに考えています。やっと一定の結論的なものが出てきましたので、ここで提言をしながら質問をしたいと思いません。

医療に関して第一の仕事は病気にさせないこと、これは市役所の仕事であります。市民から見れば病気にならないこと、これが第一のことだと思います。しかし、残念なことに病気はなくなりません。そこで、病気の予知をして予防できれば、これにこしたことはないというふうに思うわけであります。

国保連合会の資料を見ておりましたら、健診の項がありました。これは平成20年2月発行



の「健康保健指導のための課題整備」という、これは担当のところにこういうのがないでしょうかということで行ったら、こういうのがありますということでありました。予防のことですね、健康保健です。

武雄市の部分でありますけれども、健診受診率、40歳から74歳まで、男性19.3%、女性21.1%。ここにコメントがされております。男女ともに受診率が低い。県で18位、特に男性の受診率が低い。その中でも40代、50代の受診率が低いということでコメントされているわけであります。

そういう面では、健康福祉、健康という病気にならないその予防、あるいは事前にそれをチェックしていくという、そういう健診体制というのがせつかくあるにもかかわらず、これが低いということはどういうことなのか、現状はどげんなつとるのか、そのことについて質問をしたいと思いますので、担当のほうからよろしくをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

今年度から特定健康診査ということで対象者の健診を進めているわけですがけれども、従来の健康診断につきましては20%前後ということで、健診率は低くなっております。しかし、これの目標が65%ですかね、それを高めるということで、今後我々もことしの経過を踏まえながら、いろんな形で検討していきたいと思っておるところでございます。

また、健康診断ですね、総合健診等をしておりますけれども、これは特定健診とがん検診とか離してやるような方法も一つの方法じゃないかと思っておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

現状としては、私が先ほど言ったことにまあ近いということで、メタボの問題がありまして、私もメタボ、メタボというふうに言われておりますけれども、反省しております。ただ健診をただけ、受ける件数でもこれなんです、実は異状が発見された、そういうことが健診によってわかっている。じゃ、その方が病院で治療されるのかどうかということについては、実は非常に大きな問題があるというふうに書いてあります。せつかく病気が見つかって、病院でしないという方が実はかなりの多数を占めているということが指摘をされております。——どこですかね、いっぱい書いてありますのでわかりませんが——というのがありました。ですから、健診をするだけではなくて、健診の結果についても具体的にやっぱり指導する。健康相談、指導するということが必要になるというふうに思います。

先ほど40代、50代の男性の受診率が低いというふうにされておりますが、実は国保の分類の中によりますと、循環器系の疾患で一番世代的に多いのは60歳から69歳、次が70歳から79

歳、これは高齢になられてくると加齢によると思うんですが、実はその前に50歳から59歳が279ということで、急激にふえてくるんですね、50歳代からですね、疾病が。そういう面で行くと、こういう健康診断をぜひ先に充実してほしいというふうに思っております。その指導もぜひお願いをしたいというふうに思います。

予防の問題はこれで終わります。あとは、予防した。しかし、病気になった。病気になったら、頭の血管が切れたから救急対応で治った。じゃ、あとの後遺症が残る部分が出てくるわけですね。あるいは、慢性期の病気というのが現実にある。そういうところになってくれば、自宅療養するか、あるいは施設入所するかという2つになってくるわけでありましたが、現在、その長期に療養する方の分については療養病床というのがあります。これは医療の関係ですね。長期入院する患者のために療養病床がある。さらに、医療がそれほど必要とされていないということであれば、老人保健施設、いわゆる老健があります。さらに医療の必要度が低いという、介護の分野だということであれば、特別養護老人ホームということがあるわけでありまして。

御承知のように、今、核家族化になって、お年寄り、特に高齢者の方々を自宅で療養するというのが非常に難しくなっております。ですから、こういう施設、長期療養するための対応が医療と介護について必要になってくるんですが、一言聞きます。間に合っているんですか、今現在。それについてあっているのかどうかですね。今、武雄市で対応できているのかどうか、それについてお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

○国井くらし部長〔登壇〕

今、武雄市には、この療養病床というのは3カ所あっております。これにつきましては、一般病棟と介護型ということがありますけれども、国の方針で一般型を削減し、介護型に転用するというのであります。これにつきましては、医療費の削減ということになっておりますけれども、計画の中では、県全体では療養病床を55の減、武雄市では17の減というような形になっておりますので、内容からいくと、今のところ間に合っているのではないかと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

現在のところ間に合っている、何とか対応できているということでありまして。これから先のことをぜひ、ちょっとお尋ねをしたいんです。

この療養病床のベッド、これを削減するということが今決まっていますよね。具体的な数字があればいいんですが、これが削減をされるということは、現在、病院で長期入院をされ

ている方のベッドを削減するということですね。それは削減をされる、佐賀県でもそういう形になるというふうに計画が出ているというふうに思うんですけども、それが削減をされたら、その方たちはどういうふうになるんですか。それをまず教えていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

国の計画では、この削減30%ということで目標値を置いております。県もこれに倣いまして、現在のところ、4,770床県内にあります。その約30%の1,385床を転換するというところで、老人保健施設に859、一般病床に196、回復期のリハビリテーションの病床に195、特別養護老人ホーム等に31、その他49、廃止55というような数字で転換を図るようにいたしているところでございます。

この地区の南部医療圏につきましては1,140床あるわけですけども、医療の療養病床に581、一般病床が26、老人保健施設に359、廃止17、その他157というふうに転換を図るようになっております。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

これは聞きましたら、ほかにもこの問題について質問されるという方がいらっしゃるようでもありますので、これについては具体的にこの程度にとどめたいんですが、これはあくまでも計画でしょう。実質的にいくと、あと2年ちょっとで、平成23年度で終わるということでしょう。24年3月末までにこれを実施しなきゃならんというふうになっています。果たして間に合うのか——間に合うのかという表現はおかしい。果たしてそのとおり、計画どおりにできるのかどうかということでもあります。私はそういう点では、大変この問題については危惧を覚えております。国は計画を進めるけれども、具体的に現場ではそのとおりにならない。結果的にしわ寄せが来るのはどこかという、病気を抱えたお年寄りに結局いろんな不安がくる、私は一体どこに行ったらいいのかという不安の中に落とし込まれていくのが現実にあるんじゃないかというふうに思います。

確かに計画は県でありますので、具体的に進めるのは県かもしれませんが、しかし、地方自治体、この武雄市も一定のやっぱり責任を持って、この問題に関与していかなければならないというふうに思うんです。単なる数字上の問題ではなくて、武雄市では現場の問題としてどういう問題が出てくるのかということは今からしっかり研究、調査をして、その場合、県ではなくて武雄市が対応できますよというぐらいの体制をぜひ整えてほしいというふうに

思っております。

この点については、今後またいろんな問題が発生して出てくるので、具体的な問題はそのときにまた質問をしたいというふうに思っております。

あと2点あります。1つは経済問題であります。質問します。

地域経済の浮揚というのが本当に必要とされているというのは論をまたないわけでありませう。ちょうど私も川良区に住んでおりますけれども、川良区の一画に、伊万里市に企業進出してきていますSUMCOというところから、独身寮の住宅を建てたいということで、その一画に約100戸ということで計画をされて、今着手をされているようであります。そういう面では、若い人たちがこの武雄に100人ふえるということになるわけでありませうので、大変歓迎すべきことであるというふうに思うのでありますが、ただ残念なことに、それは伊万里が原因なんですね。武雄市は今、北方に新たな工業団地を造成しようとしております。そこで、造成をするだけけれども、それは県営でありますので、県が主導してやる。問題は、武雄市が何をしなきゃならんかという、そこに入ってくる企業をぜひ武雄市の努力で、単に言う誘致をしてほしいというふうに思っております。

市長、私はそれがあなたの今の仕事だというふうに思っているんですよ。具体的に今から地域の経済を浮揚するためには、やはり一つは企業誘致であるんじゃないかというふうに思っております。もう1つは、大変賛否両論あるんですが、レモングラス、何やあんなのはと言う人もおれば、いや、これは一つのメインになるんじゃないかということもあります。そういう面では賛否両論ありますが、これについては結果は多分わからないと思います。5年後、10年後を見て、ああ、やっぱり失敗やったのか、それとも、いや、これはえらい拾い物やったよねというふうになれるのかというのは、それは努力次第というふうに思うわけですが、やはりそういう面では地域の今ある部分をどうにか生かして企業活動に結びつけるという、そういう努力も必要ではないかというふうに思います。

ぜひここで要請をしたいのは、地域のやる気のある若者たちが、若手が自分で会社を起こして何か事業できるという、そういうバックアップを市ができないかということでありませう。市にいろんな意味で、私の周りも実は仕事を探しているというふうに聞く人が、若手がいるわけでありませうけれども、いや、それよりも自分で何か仕事をつくろうじゃないかいという、ただ問題は、個人で幾ら努力しようとしても、なかなかハードルが高いんですよ。だから、行政が例えば場所の確保であるとか、あるいはアイデアであるとか、そういうものを一定下支えできれば、一つの大きなメインになるのではないかというふうに思うのでありませうけれども、これは私の勝手な思いつきなのでありませうか、市長の答弁をぜひいただきたいと思ひます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

私は以前、沖縄であるとか、高槻であるとか、実際に新規創業される方々のお手伝い、御支援をした経験があります。それからいうと、まあ、まず補助金ば目指して来よう若者はことごとく失敗しよっです。依存はやっぱり商売には向かんというがよくわかります。僕は商売したことはありません。それよりも——よろしいでしょうか。それよりも私は、こういう困難があるから、これは行政のほうで何らかの形で何とかしてくださいと、あとは自分たちで頑張っていくますといったほうが、全部が全部とは言いませんけれども、やっぱり成功しているというふうに私自身は思っております。

そういう意味で、行政が何をお手伝いできるかということ、私のところにも幾つか話が来ております。実際、カフェを開きたいであるとか。先般、場所等は申し上げませんが、28歳の男性が一念発起してケーキ屋を開いて、1日、最初のオープンに300人以上来たということで、非常にいまだに行列が続いていると。これは武雄の真ん中じゃなくて、武雄町の外なんです。そういうことでいうと、私はいろんな相談がありました。どういうふうなレイアウトにすればいいとか、どういうふうな品ぞろえがいいのかというようなさまざまな相談がありましたので、それは市長としてではなくて、個人としてこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということはアドバイスをいたしました。したがって、そういう意味で私とか市役所を使ってほしいと。やはり情報はよく集まります。だから、そういうふうに使ってほしいという、これがまず情報インフラです。

それともう1つが、これは私の私見で、まだ事務方にも全く諮っておりませんが、またトップダウンと言われるかもしれませんけれども、例えば、市役所の中であるとか、あるいは図書館であるとか、これはもう人が自動的に集まるわけですね。だから、期限つきでここで開業しませんかということはあるかと思えます。そこでお金をためて、じゃ次は自分たちがためたお金でここで開いていくとか、そういう流れにあるもんだというふうに思っております。

実際、私が国の役所で働いたときに、全然違うかもしれませんけれども、例えば、厚生労働省なんか1階はドトールなんです。総務省の3階はマクドナルドが入っとうわけですね。だから、そういうふうにして、何で開いたとですかと聞いたとですよ。そいぎ、単純明解やったです。ここには人がいっぱい来るけん。だから、人が集まるどころということであるとか、公の施設は、例えば、図書館であるとか市役所というのはいっぱい来んさあです。だから、そこでもうけではなくて、将来成長するために、将来独立するための後押し、これはぜひこれからの武雄市はやっていかなければいけないというふうには思っておりますので、これも制度設計をきちんとしたいというふうに思っております。

以上です。

## ○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

全く私も市長の考えに賛成です。やはり今まではどっちかという、形をまずつくって、制度設計をして、その上に、そこに初めて中身をつくる。行政が、やりませんか、やりませんかという形ですね。地域おこしもそうなんですよね。しかし、それではなかなか成功しないというのが今までの経験であるというふうに思います。やっぱり自分がやりたいことをまずやってみるという、そういうことをするということが必要だろうというふうに思います。

これは実は若い人たちだけじゃなくて、私も団塊の世代で、60歳過ぎたら一体何をやるのといって、うちの家族の中で言われております。俗に言うぬれ落ち葉族というのはちょっとやれませんですね。やはり60歳過ぎても何か具体的にやるということが必要じゃないかというふうに思うんです。ですから、そういう意味で、団塊の世代と若い世代がお互い手を取り合って、武雄のために何か元気になるもとをつくり上げられればいいかなというふうに思います。そういう面で、ぜひバックアップをです、情報その他よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。教育問題であります。学力調査がありました。ことし2回目ですかね、去年からですから。全国学力テストの結果がまとまったようであります。県のホームページを見ておりましたら、その速報についてお知らせがあつておりました。県を見ますと、「平均正答率では、昨年度は、全国平均を上回ったものはなかったが、今年度は小学校算数のA問題が全国平均を上回った。また、小学校国語のA問題及び中学校数学のB問題については、全国平均とほぼ同程度であった」ということで、具体的なダイジェストを、評価をしてあります。

大阪府知事が、教育委員会が発表しないということで、大変物議を醸しております。どうも見ておきますと、教育委員会が発表するかどうかというのは決めるということなんですが、ちょっと武雄がいいか悪いかは別にして、武雄の調査のまとめというのはどういうふうになっているのか。全国とのいろんな比較もできるかと思うんですが、教育長、その点について報告できますでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

多額の予算を使った全国学力調査でありまして、どのようにして公表するかというのは、お話しのとおり全国的な話題になっているところでございます。本来の趣旨からいきますと、国語と算数、数学、それも6年生と中学3年生の調査ということからいきますと、一部の子どもたちの一部の学力を調査するものであるということで、どこまで公表したが意義があるのかということは随分検討されてきたところでございます。ただ、例えば、小学校国語、算

数は、知識の問題は全国と同等であったとか、活用の問題は全国をやや下回ったと、これではなかなか御理解していただけないのが事実でありまして、きょうはそういう意味で、ちょっとパネルで御説明させていただきたいと思えます。

(パネルを示す) これはお手元にお配りしていると思えますが、一番左、青いのが全国の正答率でございます。緑色のが佐賀県、赤い色のが武雄市、次の水色と紫は書いておりませんが、既に新聞等で出されました県別で一番正答率の高かった県であります。それから、紫が一番正答率の低かった県であります。そうしたときに、全国とほぼ同等であったとか、やや下回ったというのが御理解いただけるのかなというふうに思っております。

ただ、例えば、中学校の国語、左下の――すみません、もう少し説明させていただきます。小学校の国語、知識と活用でございます。それから、算数の知識と活用ということでございます。これを見ていただきますと、国語、算数ともに活用の問題でやや下回っているということが見てとれるかと思えます。中学校につきましては、ごらんいただきますと、かなり全国の正答率と変わらない、やや上回るような傾向というのがわかるわけですが、昨年度からあっているわけですが、中学校の国語につきましては、この活用の領域などをやや下回るというようなこともございました。ですから、これをもって武雄の子どもたちの学力がどうこうというのは簡単には言えないわけですが、学年によっても違う。当然、学校によっても違うという面はあるわけですが。先ほど申しましたように、とらえられるのは一部の学力の部分であると。

それから、特に申されているのが、義務段階で、やっぱり朝食をしっかり食べて、早寝、早起き、朝ごはん、しっかりできている子は正答率も高いというのはかなりの高さで出ているわけがあります。そういう意味で、各学校で分析をして、家庭や地域の方へさらに連携をお願いすると、協力をお願いするということもふえてこようかと思えますし、読書週間等につきましては、我々もまた力を入れていかなければいけないというふうに思っております。武雄市内の子どもたち、非常に頑張っているということは御理解いただけるというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ありがとうございます。一つは安心をいたしました。頑張っているということで教育長がおっしゃいました。そういうことでは、武雄市の子どもたちも頑張っているということは十分認めて評価をしたいと思っております。

ただ、このテストの結果がすべてではないというふうに思えます。多くの自治体では、それぞれいろんな工夫、教育委員会含めてですけれども、工夫をされて、独自のいろんなカリキュラムを組んだり、努力をされているわけがあります。私はまた、そのいろんな独自のカ

リキュラム、工夫をすること自体が学校の先生たちの資質の向上に大きくかかわってくる、寄与するものだというふうに思うわけであります。ですから、ぜひ武雄はこれを一つの参考判断と、これがすべてではなくて、判断として武雄市の教育を進めて、子どもたちへの個別の指導を進めていただきたいというふうに思っております。

ちょっときょう資料は持ってきておりませんが、鹿児島県の教育委員会の中に、実は中学校でしたかね、中学校に鹿児島ベーシックというのがあります。鹿児島県独自のカリキュラムが実はあります。それは基礎の部分と、中級編としてもう一步発展をさせるという、いろんな組み合わせをして、子どもたちが自由にそれを取り組んで、自分の苦手なもの、克服からずっとするという、そういうのがあります。

ですから、ぜひ教育長にお願いしたいのは、武雄ベーシックと申しますか、武雄方式と申しますか、そういうものをぜひ研究、検討されて、さらにやっぱり学力テストでも評価されるようにぜひお願いをしたいというふうに思っております。ということ要望したいというふうに思います。

最後になります。ちょっと難しい話ですけれども、東川登が実は、また牟田議員の質問をとって申しわけないんですが、出生が9人ということで、10人前後の学校というのは、非常にやっぱり運営が難しいというふうに思うんですよ。ですから、全国的にもあるんですけれども、中高一貫校というのが今度県立できて、今度2年目ですかね、なりますが、武雄市立小中一貫校というのはできないものだろうかというふうに思うんです。

今は東川登小学校、西川登小学校という形で、いずれ存続の問題も実は現実の問題として出てくるかもしれません。しかし、一緒に来れば一つの、何と申しますかね、小中連携の学校も考えられるのかなという、それも一つの方法かなというふうに思うわけであります。小学校から中学校に行くときに、一つの大きな階段と申しますか、心理的な部分があるらしいという、そういう面で行くと、小・中学校というのはある面ではすんなり素直になれるかもしれません。

将来的な問題かもしれませんが、ちょっととっぴな考えかもしれませんが、しかし、佐賀県にも現実、小中一貫校というのは既にスタートしているところもあるわけでありますので、この点について将来的な問題でありますけれども、教育長、何か考えがあればぜひお聞きをしたいというふうに思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

#### ○浦郷教育長〔登壇〕

結論的に申しますと、今のところ武雄市内で小中一貫校というのは考えておりません。一時期、60人、70人まで学校規模が少なくなる、小さくなる学校が出るかもしれませんが、ほぼ100人前後、学年にして十六、七人は確保できるんじゃないかなというふうに思っ



ております。

いろいろ報道で、唐津市とか多久市とか情報はありますが、やはり小学校が地域からなくなるというのは、かなり地域の方々にとってもコミュニティーの中心ということで影響は大きいわけでありまして。ただ、そういう面で考えていないということですが、小中での中1ギャップと言われる不登校の問題とか、教科書にあれだけの極端な変化があつて難しくなるとか、そういうのは問題として現実にあるわけでありまして、この夏もそうですけれども、小中連携で、あるいは中学校区内の小小連携でいろいろ考えてもらっていると、試みをしてもらっているということは事実であります。考え方としては、子どもたちを中心に考えると、小中一貫の考えは持っておかないといけないかというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

高木議員。

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で27番高木議員の質問を終了させていただきます。

ここで3時30分まで休憩をいたします。

休	憩	15時16分
再	開	15時29分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番上野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

どうも皆さんお疲れさまです。きょう第1日目の5番目、最後でございます、上野淑子登壇の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

もう先ほど、朝よりいろんな議員さんから市民病院について、安全・安心対策についていろいろな意見が出て、また行政からもいろいろお答えをいただいておりますので、私のほうも随分と重複するところがあると思いますので、簡単に聞きたいと思っております。

先ほど来、市民病院については本当に市民から一斉に注目を浴びて、いろんな意見をいただいておりますが、せんだって、本当に私の近所の方からですけれども、「ばあちゃんが市民病院で助けてもろうたよ、ありがとうね」という声も聞きました。本当にああよかったなと思って安心いたしました。いつ、どこでも、いかなるときでも、どんなことでもすぐに対応していただける病院が近くにあるということは、私たち住民にとっては本当に心休まると

ころでございます。安心・安全のまずは第一歩だと思っております。本当にこの市民病院、初めは不安な気持ちもありましたけれども、今は本当によかったなという気持ちでいっぱいでございます。この喜びの声をお伝えして、私の一般質問に入らせていただきます。

初めにですけれども、（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○8番（上野淑子君）（続）

安心・安全対策についてです。

いろんな安心・安全対策について、たくさんの方を朝から質問されておりますけれども、私はいろんな面でふだんの安心・安全対策について、今、武雄市ではどんなふうな現状なのか、そしてまた、これからどういうふうな計画で推し進められていくのかをお聞きしたいと思っております。それと、毎度のことですけれども、公立幼稚園の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

まず初めにですけれども、もう皆様御存じのオレオレ詐欺です。

なぜこの人はひっかかるんでしょうかねというような方がかかっておられるし——いや、かかってって、すみません。本当に大変なことだと思っております。被害はもうふえる一方です。もう新聞、ラジオ、テレビでも皆さん本当に御存じだと思いますけれども、特に高齢者や女性をターゲットにした弱者対象のオレオレ詐欺、知能犯罪というのが本当にもう増してまいりました。そしてまた、この犯罪が巧妙化して、悪質化して、本当にどうしたらいいんだろうと思うような状態でございます。

これを防ぐにはどうしたらいいんだろうか。やっぱり啓発活動以外にはないんじゃないかなと思っております。もうこれだけ市からも、警察からも、いろんなところからの防止啓発活動が行われておりますけれども、それでもひっかかる。何でだろうか。私は本当にもう大変だなと、どうしたらいいんだろうかと思っております。

また、この総額をお聞きしても、何でこんなに、どうしたらいいのかなと。この小さな、きめ細かな啓発活動がまだまだ我が市においても足りないんじゃないかなと思っております。まずはその対策について、どのように取り組みをされているかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

確かに議員おっしゃいますように、最近のオレオレ詐欺は非常に巧妙になってきておりますし、件数もふえております。これの未然防止策として、武雄市としてどうしているのかということでございますけれども、市としましては、CATVとかホームページ、ゆめタウン

たけおナビでの啓発を中心に行っております。

それから出前講座、撃退悪質商法とかでも、特に交通教室等の講座を利用した啓発も行っているところでございます。

それから、消費生活相談窓口の充実ということで、平成19年度週2回行っておりましたけれども、これを平成20年度から4回に拡充しております、こういった相談窓口の中でも特に架空請求詐欺の相談というのが多うございますので、こういった相談窓口を充実しながら、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

昨日、敬老会で山内町の宮野地区にお呼ばれをされて行ったときに、そのときの区長さんがオレオレ詐欺で非常にわかりやすく説明をされていて、ああ、これこそがやっぱり——で、皆さんがうんうんとやっぱりうなずきよんさったですね。

先ほど部長が申し上げたこと以外に加えて、そういう草の根的に区長さんたちが——敬老会でもっとやればよかったなと思っておるんですけども、そういう機会をとらえて、わかりやすい言葉でまたおっしゃっていただくと、非常にきのうは感動するぐらい僕もよくわかりました。

もう1つが、これからオレオレ詐欺がまたふえていくというふうに警察庁からも話が来ておりますので、これは先ほどよりは効果はないかもしれませんが、きちんとまた市報に書いていこうと、大きな字で書いていこうというふうに思っておりますので、そういう意味で集会であるとか、紙ベースであるとか、いろんな形で啓発を呼びかけていこうと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

ありがとうございます。先ほどのそのいい例がありましたら、それをちゃんと皆さんにお知らせしていただければなと思っております。

またお尋ねですけれども、相談窓口というのに大体どれくらいの方がお尋ねになっているのかなというのもお聞きしたいなと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

ちょっと手持ちにございませんで、すぐ取り寄せて、後だって報告させていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

8 番上野議員

○8 番（上野淑子君）〔登壇〕

ちょっと詐欺の種類がいろいろあったということで、行政のほうから出ればあれだったんですけども、オレオレ詐欺というのがあります。それから架空請求詐欺、それから融資つき証券詐欺、それから還付金詐欺といろんな詐欺の種類があつて、本当に私もこれを調べる段階で、こんなに詐欺の種類があるのかなと、オレオレ詐欺はただ5件なんです。架空請求というのが24件で、それから融資のほうは85件、還付金というのが4件。これだけあるというのを聞いて、びっくりしました。

それで、金額にしても、平成20年度ではまだ半期しかたっていないのに7,675万9,054円ということで、もうすごいお金だなと思っております。やっぱりこれを防ぐに当たっては、先ほど市長もおっしゃったように、きめ細やかな指導というのも必要だと思うし、それから市報とかはなかなかみんなも見ないし、先ほどおっしゃったように敬老会とか、そんな集まりの中でやっぱり丁寧に言っていただきたいと思います。また、ひとり暮らしとか、そんなところがまたねらわれていらっしゃるんですけど、だから、出ない人、ひとりである人、そういう方に対しての指導というのを本当に大切にしていきたいと思っております。

また、窓口の数は後ほど聞くことにして、私は詐欺についての対策をきめ細やかにお願いして、次に移ります。

次の交通安全対策についてです。

これも、私たちの安心・安全な生活の中では最も大事なものだと思っております。特に、数字を調べてみましたが、平成19年度は全国交通事故の死者は5,744人、事故の発生件数が83万2,454件、負傷者が103万4,445人、1日16人、1時間32分に1人が亡くなっていらっしゃるという件数です。その中でも、本当に驚くことですが、65歳以上の方が全体の47.52%を占めています。特に、高齢者の夜間の事故が多いといわれています。

薄暮時に、このごろはよくウオーキングされる方を見るとと思いますが、そのときに反射鏡をつけている人とか、つけていない人とかいろんな方がおられて、私たち運転する身においてもびっくりするようなことが多々あると思います。いま一度、高齢者に対する交通安全の対策、必要じゃないかなと思っております。

それからまた、佐賀県で小学生が関係した交通事故というのは、去年は388件、負傷者は435人、幸い死者は出なかったんですけども、交通安全についての教育の場が必要ではないかと思いました。それは、せんだって北方でも小学生が本当にひどい交通事故に遭いました。本当に、学校でもどこでも交通安全については対策を練っていらっしゃるんですけど、これもまたいつもいつも言われているんですが、また事故が起きる。どうすればいいのかなと思っております。

せんだって、私たち婦人会、全国の地域婦人会におきましては、交通安全母の会と申しま

して、交通安全全国キャラバンをやっております。その際に、せんだってば長崎のキャラバン隊から佐賀県に引き継ぎがあったんですけれども、長崎県の母の会では、24年度までに事故死者数を5,000人以下にとどめるという目標を達成されて、推進に頑張っているという事でした。

私たち交通安全母の会としましてもいろいろな活動をしてはいますが、どうしても行政と連携をしながら対策を練っていかねばならないと本当に強く思っております。してもしても、先ほどの詐欺と一緒に、これもまた減らないということ。ですから、行政としてはこういう状態、してもしてもこんな状態というところで、高齢者に対してはどのようなふうか、子どもに対してはどのようなふうな対策を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

市民の交通安全、特に高齢者の方、子どもたちへの交通安全への啓発をどうしているかということでございますけれども、まず高齢者に対しましては、老人クラブの例会等を利用しながら、交通安全教室とか出前講座の実施をしております。昨年が、高齢者のこの交通安全教室を13回開催させていただいております。それから、警察からの情報発信として、老人クラブ連合会への啓発チラシの配布、それから、交通安全運動期間中でございますけれども、自動車学校1日解放を活用しました参加体験型の交通安全教室の実施というのも行っているところでございます。

それから、子どもたちへの対策でございますけれども、これは高齢者と同じことでございますけれども、交通安全教室の開催を行っております。昨年は、子どもたちに対しては9回交通安全教室を開催しております。それから、入学時でございますけれども、新入学生へのランドセルカバーの配布等を行いながら、啓発をしております。

それから、交通指導員さんを市内71名委嘱をさせていただいておりますけれども、この方たちが朝の立哨というようなことも含めまして、登校時の安全確保ということで協力をいただいているところでございます。

それから、よく目にされるかと思っておりますけれども、子どもたちが飛び出した絵、ああいう交通安全啓発看板等の設置等をしながら、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番上野議員

**○8番（上野淑子君）〔登壇〕**

行政としては、確かにいろんな啓発活動をされて、学校においてもされていると思います。でも、なおかつ、本当に今おっしゃられたことは、いつも集まって講習会をする、集まって

話を聞くということは何回もあっていると思いますけれども、一回も交通安全の話ば聞いたことがなかというお年寄りさんもいらっしゃるということを御存じだと思うんですね。だから、そういうところに行かない、行けない、聞かない、つい何か用事があって行けなかった、参加の機会を逃した、そういう方がいらっしゃるということもやっぱり気をつけていかななくてはいけないなと思っております。

だから、本当に9回、13回とたくさん開いていらっしゃるようではございますけれども、行政としてはなかなかそこまで届かないと思うので、それぞれ指導をしていただいて、先ほどの区長会、敬老会じゃないですけど、そういうところに出向いていってというのは本当に大変だと思いますけれども、やっぱりこれ以上交通事故者をふやさないためには、何遍も参加して話を聞いたという人よりも、知らなかった、そういう方をどうすればいいかということを考えてほしいなと思っております。

それから、子どもの交通安全対策についてですけれども、これは教育長にいいですかね、通告しておりませんでしたけれども、学校で交通安全の安全マップですかね、危険場所とかいうのを、そういうのはどのように指導されているものか、ちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

安全マップにつきましては、交通安全のみならず、不審者対応とか、声かけ事案とか含めた形での安全マップを各学校つくっているんじゃないかと。それから個人も、自宅から学校までの通学路の中で危険な箇所を書いた地図を持ったりしております。交通安全の面から、あるいは声かけ等からの安全防止、そういう観点から作成し、使用しているという状況じゃないかと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

学校は安全マップをそういうふうにつくっていらっしゃると思うんですけれども、私なぜ尋ねるかといいますと、せんだって北方で事故がありましたときも、私どもがおるときに、あそこで事故があったことはなかったんです。でも、このごろは引き続き事故がある。そういうふうにして変わってきているということですね。道路状況も変わっているし、いろんな面で状態がどこでも変わっているんじゃないかなと思うんです。それで、子どもの目線に立って、いま一度見直していただくように指導方お願いしたいなと思っております。

先ほどの行政に対してですけれども、一回も話を聞かなかった、聞けなかった、参加できなかった、そういう人がいらっしゃるということに対してどのようにお考えでしょうか、ど

ういう対策をされるつもりですか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

まず、さきのオレオレ詐欺の件でございますけれども、相談が199件、全体ではあっておりますけれども、その中でオレオレ詐欺関係が24件あっているようでございます。

議員おっしゃいますように、いろんな会合等に出かけるとか、そういった機会をとらえるとか、草の根的にというのが一般的な言い方かも知りませんが、そういった機会を十分いろんな形でとらえながら、それと交通指導員さん、各町の交通安全協会、そういった機関、また警察、学校、こういったところとも十分連携をしながら、できるだけ多くの方々に啓発が行き渡るように今後とも努めてまいりたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

本当に、行政に何もかもお願いするというのはできないとわかっておりますので、どうぞリーダーシップをとられて、各種団体にいろいろなことを指導していただければと思っております。それをお願いして、次の質問に移ります。

次は、防犯灯についてです。

これももう、どんどん質問にも出ておりましたけれども、やっぱり夜の安心・安全は防犯灯からだと思っております。私は北方ですけれども、自分が歩いている道で余り暗いなという気は気づかずにいたんですよ。ある日、武雄の方から、同じ武雄市ですけれども、「子どもの安全、道はじゃあ大丈夫と思うね、明るかと思うね」と質問があったんです。それで、あらあ、自分のところはそう感じなかったのと思って、全部は回り切れませんでしたけれども、回ってみました。そして、やっぱりまだまだ防犯灯が足りないなというところが多々ありました。

防犯灯設置についてはいろんな経路があって、区長さんからの申し出で防犯協会がと、いろんなあれがあるとは思っておりますけれども、私、ああこんなのも議員の役目としてやっぱり見ていかんばいかなやっとなかと思っております、本当に悪いなと心苦しく思いました。

行政として今見られて、防犯灯の上がってきた要望に対しての設置状況とか、これからとか、いろんなお気づきとかあられましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

年間の設置要望数と設置数でございますけれども、平成19年度で見ますと、設置要望数は98基の要望があつておりました、その中で設置しましたのは91基ということで、ほぼ要望にこたえてきているんじゃないかなというふうに自負をしているところでございます。

これにつきましても、議員おっしゃいますように予算の枠内でというようなことで、各町防犯協会で優先順位を決めていただきながら、対応を図っているところでございます。現在まで防犯灯は全市内で3,562基設置をしております。

今後とも区の要望、それといろんな危険箇所の点検等の中からどこがいいのか、そういうのも検査をしながら、調査をしながら、今後とも対応を図っていきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

補足をさせていただきます。

確かに、防犯協会で優先順位が上がってきておりますけれども、そのほか上がらないこと等々もあろうかと思えます。それはぜひ、東川登町がやっているというふうに聞いておりますけれども、まちづくり交付金の一部活用もぜひこの際お願いをしたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

じゃ、この防犯灯というのは、今つけるのに対して何か条件があるんでしょうか。そのまちづくり交付金でも、ここを上げて住民の了解を得たり、住民で了承を得たらそこにつけていいものんでしょうか。そこら辺がよくわからないもんですから。

例えば、久津具から上がってきます。ここに付けてくださいと。そしたら、それは行政として、防犯協会でもいいですけど、ああそうですかとそれをつけるんですか。いろんな条件がありますか。何メートル置きとか、それから電灯料はどこが払ってどうですこうですという、そんなのがありましたら教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

防犯灯で何メートル置きについてないといけないというようなことはございません。あくまでも、防犯灯は道路を利用される方に良好な視覚情報を与えると。そのためにどこに必要なのかというようなのがまず基本になろうかと思えます。そういったことで、設置する箇所



につきましては、車同士とか、車両と歩行者が交差する交差点とか、そういったところを中心に、それから、特に通学路で非常にここは暗いとか、そういった視覚的な要件等を加味しながら、そういうのを見ながら設置箇所は決定をしていくということになるかと思えます。

〔8番「料金」〕

設置は市のほうで設置させていただきます（114ページで訂正）けれども、あと電灯料等、あとの維持については地元でお願いをしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

参考のためにお尋ねですけれども、そしたら、今何か青色回転灯じゃないですけれども、その電灯をつけたら見通しがいいとか、暗闇でもよく見るとかいう電灯がありますが、そういう電灯についてはわかりますか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

これまでは白色灯、赤色灯が中心だったと思いますけれども、最近、危険防止というような視点の中で、青色防犯灯に切りかえていただくようなこともお願いしております。ただ、若干、この青色灯は通常の白色灯、赤色灯からすると2倍、3倍（114ページで訂正）ぐらいの値段であるというふうには聞いておりますけれども、現在、非常にいろんな箇所で切りかわってきているんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

では、そういうことも実際指導していただいて、よりよくしていきたいなと思っております。一人でも希望がありましたら、どうぞ考慮していただきたいと思えます。

それから、市長がおっしゃったまちづくり交付金についても、こんな案もいいですよというのをおっしゃっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次は、火災報知機についてです。

これもまた安心・安全の最も大事なものだと思えますので、私はこの数字を見てびっくりいたしました。住宅火災が本当にふえて、毎日毎日本当に大変だなと思って見ております。死者は急増しておりますが、平成15年には1,000人だったのに17年には1,220人へ、そして、昭和50年以来最多となっております。本当に大変なことだと思えます。その57%は、これまた65歳以上の方たちが犠牲になっていらっしゃいます。今から高齢化していく中で、この

57%というのはもっともっと上がってくるんじゃないかと懸念をされているところでございます。そしてまた、その中でも63%が逃げおくれによる犠牲者だということを聞いて、本当にもうむごいことだなと思います。何とかできないものだろうかと思っております。

平成16年6月に消防法の改正で、新築住宅、平成18年6月1日から設置義務がなされました。それから、既存住宅は各市町村の火災予防条例に定める日から23年5月31日という期間で設置及び義務がなされております。

先ほど、元吉原消防団長にもお聞きしましたら、既存住宅の設置状況はほんに悪かもんねということでございました。本当にこれはもうぜひ、つけただけで助かる命でしたら、つけていかななくてはならないなと思っております。

それで、平成23年の設置義務条例を待つまでもなく、いち早くしていかななくてはならないんじゃないかなと思っておりますが、どのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

火災報知機でございますけれども、若干火災報知機の効果について述べてみたいと思えますけれども、住宅火災100件当たりの死者発生火災件数を比較いたしますと、住宅用火災報知機が作動した火災が1.4件であるのに対しまして、その他の火災で4.5件と。やはりつけていないと、これは3倍近い件数となっているというような数字もあらわれておりますので、この火災報知機については今後とも設置について啓発をしていきたいというふうに思っております。

この啓発の方法でございますけれども、消防団を通じての春、秋の全国火災予防週間でのチラシ配布、それから市報で、これも火災予防週間の3月、11月に行っておりますけれども、市報にも掲載をしながら進めております。それから、ホームページの防災コーナーへの掲載、それから出前講座で「地域防災を考える」というテーマを掲げておりますけれども、こういった出前講座を利用させていただきながらの説明、啓発、それから市内スーパーでのチラシ配布ということで、これは女性消防団の方をお願いをしてやっております。今後もこういった予防週間での啓発活動を徹底しながら、設置に努めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、これもさきのオレオレ詐欺ではございませんけれども、火災報知機が義務化されたということで、悪質な訪問販売等が発生する可能性がございます。そういったことで、逆の面で悪質商法への注意の喚起もあわせて行う必要があるというふうに思いますので、そういったことも皆様方にお知らせしていただければ幸いかと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

8 番上野議員

○8 番（上野淑子君）〔登壇〕

もう取り組んでいらっしゃるのです、うれしく思います。

私たち婦人会でも、高齢者の被害が27%もあるということで、もう全県下ですけれども、この火災報知機について取り付け作業をしようということになりました。それで、私たちだけではできないことですので、先ほどおっしゃったこれに関するオレオレ詐欺も、私たちにも何件かもうニュースが入っております。ですから、そのようなことがないように、きちっとした業者というんですか、婦人会、消防団、それから老人会、区長会とか、行政とか、そういうきちっとした方法で設置をしていかなくちやならないなと思っております。

それで、これもまた、きょう言ったのはみんな書類で出した、広告をした、プリントした、入れたというだけでは、みんなその漏れた人たちの事故ばかりのことを申しておりますので、この火災報知機についても、23年の義務になってからさあ調べろでざあっと調べるんじゃなくて、その前に一日も早く、人命を助けるためにしていかなければならないと思いますので、細やかな作業をお願いしたいと思います。

また、私たちが婦人会でもこういうふうに戻っている、こうなっているというのも市報なんかでも紹介していただいて、私たちは実際ひとり暮らしのところなんかをずうっと回っていききたいなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それからまた、その火災報知機についてですけど、市内の市営住宅とか、そんなのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

市営住宅につきましては、年次計画を立てて、今ずっとやっておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8 番上野議員

○8 番（上野淑子君）〔登壇〕

すみません。安心・安全についてはこの4つです。どうぞみんなで力を合わせて人命を守っていききたいなと思っております。

次に、2つ目の質問ですけれども、これもまた本当に再度の質問でございます。公立幼稚園でございます。

いよいよ、また来年度の児童・生徒の募集の時期になってまいりました。ある親さんから、「ことしは北方幼稚園に行つてよかろうもん」という意見もあります。それからまた、今現在行つていらっしゃる保護者の方からは、「こがん人数の少のうなるぎ、どがんなるとやろうか」という不安の声も聞かれます。現在、生徒数は定員120名に対して30名です。だから、

どうなのかなという不安の声をたくさん聞いて、「いや、いいよ」と、「私も市長には、ちゃんと行政のほうにはまた再度質問して返事を聞くと言っているから、だから今回聞きますから」ということを伝えました。

12月の議会で私は質問をいたしました。その際、議事録を見ればわかりますけれども、私は入園児の募集を北方在住だけでなく、武雄市全体に広めてほしいということ。それから、4歳、5歳じゃなくて、3歳まで広げてほしいということ。理由をいろいろ言ったと思いますので、もう言いませんけれども、この2つを要望いたしました。そのときにたくさんいろんな返答がありましたけれども、市長の返答だけちょこっと書いておりますので言います。

「経緯とか経過を踏まえた上で、もちろん現場の皆さんの意見はきちんと聞いてまいりたいと思っております。」飛ばして、「慎重にじっくり考えるべき問題だと考えております。」と返答をいただいております。それで、私はまた聞きますと言ってその質問を終わったと思っておりますので、どのような進捗状態なのかをお聞きしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

#### ○浦郷教育長〔登壇〕

北方の幼稚園のことでございますが、最初にお断りしておきますけれども、現在、教育委員会内作業部会を設けまして、検討を続けておりまして、ある程度の方針を出した上で議員の皆さん、市民の皆さん、特に北方町民の皆さんには説明、相談、協議をお願いしたいという姿勢でおります。そういう面でお答えするのも、決定的なことは申し上げられないかもわかりませんが、現在の考えを幾つか申し上げたいというふうに思います。

今お話にありましたエリアのことでございますが、もう議員御存じのとおり、ほかの各幼稚園等もかなり低い充足率になっております。市全体というエリアの拡大をいたしましたときに、北方幼稚園に実際に通っていただける方、そして、その場合のほかの幼稚園等の充足率の低下、そのあたりも十分考えられるわけでありまして。

それから、3歳児の入園につきましては、確かに県内でも3歳児の受け入れをしていない幼稚園というのはほとんどないような状況でありまして、ただ、合併したこの時期に、御存じのとおり、民営化の会議の報告もなされているこの段階で3歳児へという拡大を広げることが可能かどうか、そのあたりを慎重に検討しているということでございます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

#### ○8番（上野淑子君）〔登壇〕

検討していただいているということ、作業部会ということをお聞きしましたけれども、すみません、その作業部会の人数と、どういうメンバーが入っていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

作業部会は、教育委員会の教育総務課長、学校教育課長、学校教育課参事、そして教育総務課の村山係長、そして北方幼稚園から3名入っていただいているという状況でございます。7名でしていただいております。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

今、作業部会でいろいろ話をして、中身はいろいろあるとおっしゃいましたけれども、どういうふうな方向に向かって作業を進めていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

行政改革市民会議の提言で、それに基づき策定された行政改革プランの方針は、北方幼稚園の運営形態について民営化の方向を示してあるわけであります。私どもとしては、その方向を基盤としたときにどのような課題があるかということで検討しているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

12月の議会で私が質問したのは、民営化に向けての質問じゃなかったと思います。存続するためのいろんな理由、教育的な理由、それから保護者の理由、いろんな理由を申し上げたと思います。

作業部会は、民営化のプランが決まってはいますけれども、その民営化に向けての作業ということを聞いて私も驚いております。それじゃ、12月に私が意見を言ったことは何にもならなかったんですね。（発言する者あり）いや、そうですよ。怒ってはいけないと思いますけれども、すみません。（発言する者あり）いやいや、本当、じゃ何のためにですね、私も自分1人の意見で言ったわけじゃないんです。皆さんの意見を負託されて、来て言っているんです。簡単に何ですか、民営化に向けての作業部会とは一体どういうことでしょうか。私の意見は、それじゃ12月は何にもならなかったんですか。市民の意見、保護者の意見は聞かないということでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

最終的には、その作業部会で今討議をしていることが教育委員会で意思決定されて、最終的に市長である私が決定するという運びはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

その上で、私は民営化の話については、それは幾つかあるうちの要素の一つだというふうに思っています。民営化はあくまでも、市民病院もそうですけれども、持続可能なためにすることであって、それが私は目的であってはならないというふうに思っております。あくまでも手段であるというふうに思っております。その中で3歳児の話であるとか、あるいはエリアの拡大であるとか、それは要素を並べて、ぜひ教育委員会の作業部会の中で討議をきちんとしてほしいというふうに思っております。その上で、また最終的な結論の前にきちんと議論をさせていただきたいというふうに思っております。

## ○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

## ○8番（上野淑子君）〔登壇〕

12月の議会のときにも市長はそうにお答えになったんですよ。それで、私は一抹の希望を持って今回も質問をしておるんです。作業部会をされているということを初めて聞きましたし、そこではプラス思考に向けて話をされているものと私は信じておりました。

それで、もうすぐに募集しなければならない状態になっております。先ほど、こちらから「市民病院と一緒にさい」という声も聞こえましたけれども、私は違うと思っております。それは民営化と、そりゃそこんたいは一緒だと思います。でも、子どもの教育ということと、私は言い出したら長くなりますけれども、違うと思っております。それで、どうしてそういうふうな努力をされなかったかというのが残念でなりません。そして、してみなくてはわからないじゃないですか。

先ほど教育長のほうから、周りの保育園とのいろんな関係があると言われました。じゃ、周りの保育園が成り立っていかなかったら、うちの公立をやめなくてはいけないんでしょうか。そういう原理になるんじゃないですかね。私は、そんなほかの幼稚園をつぶすとか、そういうことは毛頭ありません。教育の面から考えてみて、私、ここに書いていますと思いますが、市長の教育についての考えをずうっと書いておりましたけれども、私はどうしても保護者の方がここだけをフォローしていただきたい、そしたら自分は仕事もできるし、家庭のこともしていきたい。だから、このところだけをフォローしてもらいたいという親さんが幼稚園にやるのであって、働いてどうしても時間がなくて、もう保育園にやらんばいかんという人は保育園にしかやりません。やられません。でも、教育的価値、いろんな考えをしながら、自分はこの時間帯だけ子どもを預かっていただけたら、あとは自分が見ます。子育てをしていきたいと思うと。だから、ここだけをしてほしい。そういうお母さんもたくさんい

らっしゃるということ。

ただもう本当に少ないから、そいぎ何も聞かず、ここで民営化に向けて話をしておると、私はもう本当驚きました。

次の発言をどうしていいのちよっと迷っておりますけれども、私はそんなに大切な子どもたちを大人の考え、いろんなことで切らないでほしいと思うんです。そして、一生懸命子育てに頑張っている、きょうの議員の中にも子育てをするためにどうしたらいいかといろんな意見も出たと思います。じゃ、本当に幼稚園でここだけ助けてねという親さんたちがいらしたら、するのが本当じゃないでしょうか。

そしてまた、経営が成り立っていないというのは、見るからに、だれが見ても明らかです。じゃ、児童を集める、子どもを集める努力もしなくてはならないんじゃないですか。何にもしないで、はいはいここまでよ。そんな冷たい子育てでは、武雄市じゃ子どもを育てたくないという人もいるかもわかりません。私はもっと温かい武雄市にしていきたいなと思っております。ましてや、若い市長です。子育てについては、御自分だってこれからです。若いお母さんたちはみんな期待していらっしゃいます。

最後に市長の考えをお聞きして、質問を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

上野議員の熱いお心、お気持ちはしっかり受けとめたいと思います。その上で、先ほど教育長から答弁があったように、今作業部会であらゆる可能性に——答弁の仕方が私もちよっと悪かったというふうに思っております。あくまでも、民営化というのはその手段の一つであるということで、幾つかの要素のうちの一つだと。それをきちんと一つ一つの論点について精査してほしいということ。それをもとにして、またその案が出てきた段階で、これは市民の方々にもパブリックコメント等あると思いますので聞いてみて、その上できちんと私も議論に加わって判断をしていきたいと思っております。

ちよっともう少し——もう大分なりますけれども、これは重要な話でありますので、時間をもう少しいただければありがたいというふうに思います。

〔8番「すみません、終わりますと言いましたけど」〕

**○議長（杉原豊喜君）**

8番上野議員

**○8番（上野淑子君）〔登壇〕**

本当に12月も同じような市長の考えを聞いております。私、何遍も議事録を読み直しましたので、本当に一緒です。もう時間は刻々と過ぎております。私は、今年度の募集はせめて「北方在住」というのを条例改正して取っていただきたいと思っております。

それから、いろんな方の意見を聞くとおっしゃいましたね。そのときに、今来ている保護者の意見を聞いてください。なぜこの北方幼稚園にやっているのか。その中にきっと答えはあると思っております。私は、ぜひ今年度はそのような募集要項が出ることを強く要望して、終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で8番上野議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 16時17分